

之裁懸念記在候右ハ拙者損耗ニ拘ラス幾那難用方御注意被下候様相願候

一、偽製幾那難藥店ヨリ取除向後正品トシテ賣捌不申候様御慮置有之度然ル時ハ右偽品貴國民ニ服藥爲致候様ノ儀有之間敷候尤敢テ幾那難而已ニ無之何多分ノ藥品偽製賣捌致シ候儀可有之候付偽品輸入不致候様御注意ノ上法則施設相成候ハ一般貴國人ノ爲肝要ニ有之候儀ト存候然ル時ハ正品輸入致候者右法則相守必ラス査計等相合申間敷左無之節ハ査商ニ倣ラヒ不得止事偽製賣捌候様成行終ニ貴國民ノ大患大害ト相成可申候謹言

斯の如く製造藥品の取締は一日も之を等閑に附す能はざるに至りしを以て文部省に於ては即時試藥局設立の意を決し先づ其試験に従事すべき技術者の養成に著手し第一大學區醫學校在學生中より試藥傳習生を募集せしめ之に藥品取締に必要な教育を施し其成業を俟ち外國教師を雇入れ輸入藥品検査機關を神奈川、長崎及神戸の三港に設置せんと計劃せり。當時文部省醫務局より發せる試藥局設立に付外國教師御雇入同書次の如し。

諸港製造藥品輸入之儀ハ亦實通々上陳仕候通既確證モ有之遷延拾置候テハ不知不識多少之人命ヲ傷害シ方今人民保助之御趣意ニモ相戻リ候場合ニ立至リ實以不存易儀ト奉存候間差向神奈川、長崎、神戸之三港ニ各一局ヲ取設當分之内外國教師一名宛御雇入ニ相成合密學心得候官員ヲ附屬派出爲致地方官稅關協議精細検査行届候様處分致度存候此段至急御評決有之度奉候也

但長崎之儀ハ同所醫學校御雇教師ハ余務爲致可然儀ニ候得共尙又打合確定之上上陳可仕候其他開港場ニ於テハ藥品輸入モ僅少之儀ニ付追々著手ニ可及且同藥局管轄入費等ハ追々本文御許可相成度候上取調可申上存候

明治六年九月十四日

文部省三等出仕

正五位 田中不二磨

太政大臣 三條 實 英 殿

右の伺書に對し同年十月五日太政官より聽許の趣通達せられたるを以て醫務局に於ては各開港地に試藥場設置の具體案を作成し其費用概算書及検査略則並検査すべき有力藥品表を附して伺書を提出せり。即ち次の如し。

先般御開港相成候試藥場費用概算藥品検査略則有力藥品表別紙之通取調上陳仕候右實地施行ニ付テハ多少之經費モ相掛リ候ニ付教師官員等ハ於當省の當之人物夫々探尋可仕候得共經費之儀ハ當省定額之外別途御出方相成候様仕度此段至急御沙汰相候候也

追々本文藥品検査之儀ハ從前取締之方法更ニ無之新ニ著手候ニ付テハ余テ上陳仕候司藥局方法之通目今俄ニ難行事情モ有之候間彼是辭酌仕候尤實地施行之際人民開化之度ニ隨ヒ改正増補致シ數年ヲ俟テ漸次可藥之方法整頓相運度此段添テ申上候也

輸入藥品検査略則

第一條

一、別册記載之藥品買入候節ハ必ズ之ヲ試藥場へ出シ逐一検査ヲ受クヘシ若シ偽造或ハ粗惡ニシテ藥用ニ堪ヘサルモノハ國內賣買ヲ許サス良好ノ品ハ検査ノ印ヲ貼シ與フヘキ事

第二條

一、分析試験ハ別册ノ通り先ツ至要有力ノ藥品ヨリ著手相定メ候事

第三條

一、藥舖從來買入候分モ別册記載ノ藥品ハ試藥場へ顯出検査ヲ受ク可キ事

第四條

一、別册記載スル至毒ノ藥品ハ病院、醫家及藥舖ノ外之レヲ買フ事ヲ許サス藥舖モ亦病院、藥舖、醫家之外ハ之ヲ賣ルヘカラス但シ藥舖、病院或ハ醫家ヘ之ヲ賣ルトキハ藥名、量數且其求ル者之住所、姓名及年月日詳細記載シ置ク可キ事

但シ至毒藥ノ分ハ別册藥名上〇印ヲ附シテ之ヲ區別ス

第五條

一、試験ヲ顯フトキハ分析ノ手数料トシテ其藥價百分ノ一ヲ納ム可キ事

第六條

一、試験ハ休日ノ外毎日午前九時ヨリ午後二時迄ト相定メ候事

第七條

一、別册ノ藥品檢印ナキモノハ賣買ヲ許サス
若シ此規則ヲ犯スモノハ其ノ藥品ヲ取り上ク可キ事
右實地施行差支ノ廉アルトキハ改正増加シテ布告スヘキ事



有力藥品表

- 一、ブローム加里
- 一、沃求單複
- 一、甘 求
- 一、キニール

- 一、沃土加里
- 一、酒石酸
- 一、鹽酸
- 一、硫酸

- 一、枸橼酸鐵キニール
- 一、磷 酸
- 一、石 炭 酸
- 一、一牛コロール鐵

- 一、グリセリン
- 一、炭酸ソーダ單複
- 一、硝 酸 銀
- 一、硝 酸 酸
- 一、サントニーネ
- 一、モルヒネ
- 一、阿 片
- 一、吐 酒 石
- 一、昇 汞
- 一、コロールホルム
- 一、エー ト ル
- 一、エルゴチネ

- 一、アトロピネ
- 一、砒 石
- 一、コロールヒグレート
- 一、巴 豆 油
- 一、ストリキニーネ
- 一、青 酸

各開港地試薬場設立官員並費用概算

- 一、試 薬 長 一名 (六、七等ノ内六等ヲ以テ算入ス) 月給 百五十圓
- 一、外國教師 一名 (但シ三百圓ヲ以テ算入ス) 月給 凡三百圓ヨリ百五十圓迄
- 一、通 辨 官 一名 (八、九等ノ内八等ヲ以テ算入ス) 月給 七十圓
- 一、事 務 官 三名 (八、九等ヨリ等外一等迄、八等一名、十等一名等、外一等一名ヲ以テ算入ス) 月給 百二十圓
- 一、試薬掛官員 二名 (八等ヨリ十五等迄) 月給 百拾圓 (但シ八等一名、十等一名ヲ以テ算入ス)
- 一、御雇生徒 三名 月給 三十圓
- 一、試薬並試薬器械 (但試験薬ノ多少ニヨリ増減アルヘシ) 代金三百七拾圓
- 一、小 使 二名 月給 七圓
- 一、薪炭、油、筆墨紙並臨時入用書籍等一切消耗品

凡代金五拾圓

一、地 所 三百坪 凡代金三百圓

一、新 築 三十坪 (但木造二階附西洋形外ニ門及ヒ番所四方圍共) 凡代金一千三百六拾五圓

一、外國教師宿料 一ヶ月ニ付凡二十圓

合計金貳千八百九拾貳圓

内 金八百五拾七圓

内 金三百七拾圓

内 金千六百六十五圓

初年總計 金一萬貳千三百十九圓

次年總計 金一萬六百五十四圓

但新築地代除之 試薬傳習之者卒業ノ上ハ外國教師並通辨官等ヲ廢スヘシ示後一ヶ年入費總計金五千九百七十四圓

以上の試薬局設立計劃案の豫算請求に關する伺書に對して明治七年一月十七日太政官府より伺書に基く司藥局(明治七年二月九日附にて司藥場と改めらる)の設立を聽許せられ其費用として金一萬五千圓の支出を認可せられたるを以て先づ横濱司藥場開設の準備として明治七年一月獨逸人ドクトル・ゲ・マルチンを教師として雇備し文部省醫務局内にて執務せしめたり。

當時に於ける外人僱聘の實狀は今日より觀れば甚だ興味深きものにして之を當時の文書に就きて看るに次の如し。

横濱試薬場ニ於テ藥品試驗ノ爲獨逸人ドクトル・ゲ・マルチン御雇入ノ儀ニ付何

諸港廣業ノ輸入難被拾置既ニ試薬場建設ノ僱御許可相成經費御渡方ノ儀ハ何中ニ候共着手前外國教師一名相雇試驗藥製造並手傳ノ者傳習等豫メ用意仕度先以獨逸人ドクトル・ゲ・マルチン僱學術的當ノ人物ニ候條別紙ノ通約致シ經費御渡方御決議ノ上ハ先般御許可相成候通各港へ派出候條致シ度此段至急御沙汰御候也

明治六年十二月十八日

文部少輔 田 中 不 二 磨

右大臣 岩 倉 具 視 殿
伺之通

但約之節ハ其旨可届出事
明治六年十二月廿五日

マルチン雇入届

先般何済相成候試薬場教師トシテ獨乙國人ドクトル・ゲ・マルチン儀別紙之通約致シ候條此段御届申上候也

明治七年一月四日

文部少輔 田 中 不 二 磨

太政大臣 三 條 實 美 殿

別紙

日本國横濱試薬場ニ於テ藥品試驗ノ爲メ貴下ヲ雇入ニ付文部少輔田中不二磨日本政府ニ代リ左ノ條ヲ約ス

第一條 今般貴下ヲ文部省横濱試薬場ニ於テ明治七年一月四日ヨリ同七年七月三日マテ相雇ヒ輸入輸出藥品鐵泉及金石類ヲ試驗シ試驗法及製薬法ヲ傳授スヘシ但勤務ハ午前九時ヨリ午後三時迄毎日六時間タルヘシ

第二條

密ニ商人ト通シ藥品鑑定ノ儀ニ付不正ノ事アルトキハ即日雇ヲ止メ其翌日ヨリ給料渡サ、ルヘシ

第三條

雇中居家、食料、家具、奴僕及履令等ハ一切貴下ノ自費タルヘシ

第四條

貴下給料ハ一ヶ月ニ付金貨三百圓ト定メ毎月末ニ相渡スヘシ

第五條

但シ時ニヨリ各種ノ貨幣ヲ渡ストキハ金貨ヲ元ニ立テ渡スヘシ

第六條

同薬場ニ於テ自己所用之藥品ヲ製シ自己所用ノ藥品ヲ試驗致ス可ラサルヘシ

第七條

同薬場ノ規則ヲ定メ藥品鑑定ノ印ヲ貼スル等ノ事ハ貴下ノ權利ニ非サルヘシ

第七條

貴下建議ノ件々ハ都テ場長某ト談判ニ及ヒ其決定ハ文部省長官ノ指令ヲ受クヘシ

第八條

日本政府ヨリ定ムル休日ノ外貴下隨意ニ業ヲ廢スル時ハ其日數ノ給料引去ルヘシ

第九條

雇滿期ノ後尙引續雇入ル、時ハ期限二十日以前ニ其事ヲ示スヘシ

第十條

雇期中日本政府ニ於テ不得止ノ事件アリテ雇ヲ止ムル時ハ其翌日ヨリ後三ヶ月分ノ給料相渡スヘシ貴下止ムヲ得サル事件アリテ自ラ解約ヲ請フ時ハ其翌日ヨリ給料相渡サ、ルヘシ

第十一條

但日本政府ニ於テ雇ヲ止ムルトキ期限前一ヶ月又ハ二ヶ月ナル時ハ其日數丈ノ給料ヲ渡スヘシ

第十二條

貴下其職ニ仕ヘサルカ或ハ懶惰過失有之時ハ期限中ト雖モ雇ヲ止メ其翌日ヨリ給料渡ササルヘシ

第十三條

期限内貴下病ニ罹リ十日ヲ過ルトキハ貴下自費ヲ以テ相當ノ代人ヲ出スヘシ二ヶ月ヲ經テ猶癒ヘサルトキハ此條約ヲ廢シ其翌日ヨリ給料渡サ、ルヘシ

第十四條

但シ急症ノ病變或ハ不意變故アル節ハ直チニ在留ノ領事ニ引渡シ其翌日ヨリ雇ヲ止メ給料相渡サ、ルヘシ

第十五條

明治七年一月四日 日本文部少輔 田 中 不 二 磨

獨逸國

ドクトル・ゲ・マルチン 貴下

茲に三港司薬場開設費として一萬五千圓の國費の支出を得たるも技術員の配置には想像以上の困難を嘗めたるものにして當時司薬場の開設には外人教師の備聘を必要とし其俸給は一ヶ月三百圓以上にして加ふるに官舎等を支給して優遇するを必要とせり依つて醫務局に於ては横濱司薬場開設準備の名目に於てドクトル・ゲ・マルチンを備聘し著々として三港司薬場の開設に努めたるも到底前記豫算を以ては所期の目的を達成する能はず故に醫務局は同年二月二十八日次の伺書を提出するに至りぬ。

今般司薬場設立ニ就テハ横濱ノ儀都下接近ノ場所ニテ自然御旨趣モ貫徹可致候得共長崎、神戸兩港ノ如キ隔遠ノ場所殊東京坂兩府ニ於テ各自検査ノ方法ヲ

取致手数料等過分ニ取究到底御旨趣不相貫ノミナラス後延厚薄處分ニ陥リ甚不都合ニ候間先以右兩港へ當局官員派出試藥所設立場所等ハ勿論速ニ御著手有之
度此段御決議相伺候也

東京司藥場の開設 前述の如く今や司藥場開設の機運愈々切迫するに及び先づ是等各司藥場の試験技術及手数料等事業の一切を統一すへ
き中樞機關設立の爲め文部卿木戸孝允は太政大臣三條實美にあて東京府下に司藥場設立に就き次の伺書を提出せり。

先般三港へ試藥所設立御許可相成順次着手可仕處先以東京府下に司藥場ヲ設立各所ノ根本ト相定メ全國之藥品取締候條設立致シ度此段至急相伺候也
追テ司藥場方法ノ儀ハ壬申年上陳置候得共當分施行ノ儀ハ三港試藥所規則ノ通ニ付此段添テ申上候也

明治七年二月十三日 文部卿 木 戸 孝 允
太政大臣 三 條 實 美 殿

右の伺書は直に聽許せられ文部省布達第十一號となり愈々同年三月東京府下に司藥場を設立することなれり。而して其設置場所は醫學校
構内ブラウン氏居館をあつる豫定なりしも同氏の移轉先に就き困惑し其進捗通々として遷延するに反し藥品、上水及鑛泉等の試験の必要は益
々急迫を告げ時日の遷延を許さざるの狀態に至りたるを以て差當り市内に適當の空家を求めたるの結果馬喰町に一賣屋を得て假に其場所に設
立せられ七等出仕永松東海を場長とし先きに俯聘せる獨逸人ドクトル・ゲ・マルチンを教師として試藥の事を監督せしむ。次てブラウンの住宅
問題落着したるを以て同年五月下旬醫學校構内に移轉の件聽許され之に營繕を加へ八月移轉せり。其間の消息を示す文書次の如し。

醫學校御構内當時ブラウン館在候元中根邸へ設立之儀過日何濟之處ブラウン氏移轉スヘキ居館無之現今指問候條右建設之儀此上遷延致候テハ甚不體裁之次
第モ有之候間馬喰町元都代屋敷跡清生堂ト唱へ候別紙圖面之如キ西洋形木造之醫院地所ヲ除キ價八百五十圓ニテ此節賣物ニ相成有之ニ付右建家御買上之上司
藥場ニ充候様致度既ニ縣々ヨリ試験ノ爲メ提出候銀泉ノ概數ハ追々相嵩ミ候ニ未タ一着手ニモ不致今日ノ儘ニテハ殆ド有名無實ニ屬シ可申前後御洞觀之上早
速設立候様至急御決議相伺候也

明治七年三月九日 醫 務 局
文部卿 木 戸 孝 允 殿
司藥場之儀先般馬喰町一丁目十七番地へ御取致相成居候處醫學校構内元中根邸便宜之場所ニ有之候間別段御差支モ無之候へハ同處へ移轉候様被致度此段御
決議相伺候也

明治七年四月二十日

醫 務 局 長 殿

司 藥 場

司藥場ノ議今般中根邸へ移轉ニ付同場ヨリ別紙ノ通申出候條至急御決議相伺候也

明治七年五月十四日

文部卿 木 戸 孝 允 殿

司 藥 場

何ノ趣聞屆替着手ノ儀ハ本省會計課ニ於テ處分可致候條先ニ打合可申事

斯くして今日の東京衛生試験所の敷地たる和泉町醫學校構内元中根邸跡へ移轉することとなりたれ共其建物甚しく不適當なりし爲め直に増
改築の必要を生ぜり。

今般司藥場へ請取相成候舊中根邸跡建家坐敷向不立試驗技術ニ用立候場所無之難作相改候テハ從ニ費用相嵩到底充ル之模様ニハ難相成候ニ付試驗場之分ハ
新規造替相成在來之家作ハ共儘ニシテ事務之外應接所並食堂等ニ相用候様相成度依テ新築圖面並右仕方積書相添此段相伺候也

明治七年五月十二日

文部卿 木 戸 孝 允 殿

司 藥 場

當場之儀不日中根邸ニ移轉運々府下藥品並ニ地方鑛泉試驗等取掛リ可申候處手決ニシテ辨條候ニ付舊館續キ北側空地ニ於テ分析所一棟同場定額之内ヲ以テ
新築被致度別紙圖面並積書計別冊四裝相添出候間至急御決議候様被度此段御伺候也

明治七年五月四日

文部卿 木 戸 孝 允 殿

司 藥 場 長 永 松 東 海

何ノ趣聞屆替着手ノ儀ハ本省會計課ニ於テ處分可致候條先ニ打合可申事

斯くして營繕豫算聽許せられ一棟増築となり之に移轉し事業漸く進展の緒に就くに至りぬ。

當時場長永松東海のもとに教師獨逸人ドクトル・ゲ・マルチン在りて實驗及試藥學の教授にあたり大野曠象、草野元養、直井鑑吉、中西金藏
石塚左玄、村井純之介、三宅樂則、保田東澄、中村良春、堀口章介、村田薫、村田春齡、高倉一善、東壬地享、三崎精輔の十五氏事務並試験
に従事せり。

明治八年一月永松東海職を辭し島田泰夫之に代はり同年五月醫學校の敷地約千九百五十七坪の分譲を受け總坪數三千五百九十坪五勾となれ

屢業の横行と取締令の發布 明治維新後幼々の間に於ては内治外交上幾多の大問題在りて未だ醫藥衛生に關する法制に着手するに遑なかりしかば暫時舊制度に従ひ徐々に調査して其の取締の完璧を期するの策を執りたり。而して明治新政の規模漸く定まるに及び政府は速に藥事法規制定の必要を認め明治六年五月文部省は當時大學東校の教師たりし獨逸人ヘルマンに命じて藥品取締の條項を諮詢し其の報告に基き左の如く文部省より太政官に具陳せり。

藥劑取締ノ方法 (明治六年五月二十日)

- 抑々藥品ヲ博ク申サバ身體ノ外萬物皆藥ナラザルハ無シ又タ毒ニ非ザルハ無シ而シテ人ニ率性ノ道アリ修道ノ理アリテ飲食、衣服、器械、住居ノ用自然ニ具ルト雖モ其ノ制度ナキ能ハズ況ンヤ毒藥ニ於テ其制一日モ曠スベカラザル儀ニ御座候依テ今般御雇教師ニ西洋諸國藥品ノ制度ヲ問合候處國土民風相異リ俄カニ行ハレ難キヲ以テ當時行ハルベキ方法ヲ吟味取調候處左ノ如シ
- 一、病者ノ爲ニ用ニベキ藥品ヲ賣買スルハ政府ヨリ許可ヲ得タル藥品ニ限ル
- 二、藥舖免許狀ヲ與フルニハ學術ノ有無ヲ逐一試業シテ藥舖必要ノ諸學並ニ實地技術ニ通ゼシヲ見テ始メテ免狀ヲ與フベシ
- 三、藥舖免狀ハ其人存命中ノミニテ死後ハ再び政府ニ返納スベシ
- 四、既ニ試業ヲ終リタルモノニ藥舖ヲ讓リ渡スコトアラバ其度毎ニ政府ニ返納スベシ
- 五、一區域中ニ免狀ヲ分與スルハ其廣狹ニ依テ其數ヲ定ム其地狹少ニシテ一藥舖モ保續成リ難キトキハ隣郷合シテ一舖ヲ兼テ設クベシ
- 六、諸縣ニ於テ管轄セル區中ニ何箇ノ藥舖要用ナルカラテ委細ニ穿鑿シ政府ニ於テ其數ヲ定ムベシ
- 七、各舖ノ距離ハ定限アルニ由テ開業免許ヲ乞フ者アル時必ズ其地方並ニ其區ノ戶數ヲ申出ヅベシ
- 八、藥舖免許ハ其地ノ事務タルニ由テ開業閉業共ニ公布シ新タニ選舉シテ其任ヲ滿スベシ
- 九、一區中ニ開舖ヲ乞フモノアルトキハ縣廳ニ於テ普ク布告シ既ニ試業ヲ經シ證書並ニ藥舖保續ノ爲資金アルノ證ヲ呈スベシ
- 十、從來醫家ヨリ藥品ヲ賣ルヲ禁止シ醫家ノ書記セル方書ヲ藥舖ニ送ルベシ但シ當分ノ形勢未ダ醫家ノ法則一定セザル間ハ醫師自ラ藥劑ヲ病者ニ與フルヲ許ス然レドモ醫師政府ヨリ別ニ投劑免許ヲ受クベシ其後用ニル品ハ免許スル藥舖ヨリ買入レ其貯ヘタル品類ハ臨時検査ヲ受クルコト藥舖ニ貯フル者ノ如クナルベシ
- 十一、藥舖ハ日本國司藥局方(未編輯)中ニ記載セル藥品ヲ精選シ貯藏スベシ
- 十二、日本國司藥局方附錄中ニ記セル劇烈ナル諸品ハ醫家方書ニ因ルノ外賣買ヲ禁ジ但緩性ノ諸藥ノミ諸人ニ賣グヲ許スベシ

- 十三、醫家ノ方書ニ從テ調劑スル時ハ各品定價表ニ因ルベシ其定價表ハ前以テ普告シ置クベシ
- 十四、製劑調劑ノ料ハ藥品定價ノ外別ニ金若干ヲ納ムベシ
- 十五、藥價調劑料並ニ容器器價等合算シ方書ニ記シ金ヲ納ムルトキハ藥舖ノ印ヲ調シ方書ヲ戻スベシ
- 十六、藥舖ニ於テ調劑セル諸方書ハ書寫シ順次ニ其番號ヲ方書ニ記上シ置クベシ
- 十七、日本司藥局々方外ノ藥品モ貯ヘ置キテ至當ノ人々ニ賣渡スベシ
- 十八、日本司藥局方中並ニ同方外ノ藥品共總テ司藥局官員注意シテ管轄スベシ
- 十九、藥舖ニ貯ヘタル諸藥品ハ總テ司藥局官員注意シテ管轄スベシ
- 二十、司藥局官員ハ藥舖中ノ諸品ヲ検査スルノ權アリ殊ニ用ニ堪ヘザル物品或ハ偽品等ヲ賣却スル嫌疑アルトキハ臨時直ニ不意ニ起リ検査ヲ施スベシ
- 廿一、右臨時検査ノ外毎年一同權威アル官員來リテ點檢スベシ
- 廿二、諸品検査ヲ遂ゲテ後直ニ政府ニ配表ヲ呈スベシ
- 廿三、點檢ニ由テ偽品タルカ或ハ雜用腐敗藥ナラバ司藥局ニ於テ再ビ細密ノ穿鑿ヲ遂ゲ偽品ナラザルトキハ其品ヲ返シ與フベシ
- 廿四、右検査ニ由テ眞品ナラザルトコト判然タルトキハ其藥品ヲ引上ゲ其奸計ノ淺深ヲ審カトシ罰金ヲ出サシメ再度奸ヲ爲ストキハ免狀ヲ取離スベシ
- 廿五、當分日本藥舖ニ於テ品類ノ精粗ヲ辨識スル能ハザル間ハ司藥局ニテ検査シ先ツ東京ヲ初メトシテ漸々諸國ニ及ボスベシ
- 廿六、右ノ司藥局ニ於テ當分製劑ノ法ヲ教授シ生活ヲ導キ若シ藥舖ヨリ乞フコトアラバ物品ヲ試驗シ與フベシ
- 廿七、製藥學術ヲ進歩セシメンニハ先ツ東京中ニ一箇所ノ製劑學校ヲ設クベシ
- 廿八、藥舖必要ノ藥品貯藏法並ニ日本局方外雜賣買ノ方等總テ藥舖ニ關セル規定ハ別ニ製劑家一般規則ニ就テ定メ置クベシ

今や本邦の衛生諸施設漸く其緒につき明治七年三月を以て待望の司藥場東京府下に開設せらるゝに至りしと雖も當時我國一般に洋藥に對する智識極めて幼稚にして奸曲の徒其間に在りて偽贗を弄し沃利と臭利と市場に於て全く辨別し得ざる状態なりしを以て政府は之が取締を一日も等閑に付すべからざるを認め明治七年次の太政官布告を發したる後其の取締に就て屢々布告せり。

東 京 府

- 藥品ノ儀ハ純良精製ニ無之テハ眼前人命ヲ誤リ候重要ノ品柄故賣買上取締方可相立候ニ付自今キニトホ、ヨードゴツタース(一ニ「ヨードカリ」ト云フ)ノ
- 二藥萬一贗惡ノ品販賣貯蓄候者ハ左ノ罰則ニ照シ處分候條此旨管下ヘ布達スベキ事
- 但爾他ノ藥品モ其名ヲ掲ゲ順次相違スベク且本文罰則施行ノ期日ハ文部省ヨリ可相違候事

一、販賣取替ノ販賣スル者ハ五拾圓已内ノ罰金ヲ課スベシ但シ再犯以上ハ初度ニ倍スル罰金ヲ課シ尙藥品ノ販賣ヲ禁ズ
 斯の如く藥品取扱規則の制定を見たるも當時藥品販賣者の試薬術に對する知識は全く之を缺き只廉價を賣り利を貪るを事とせしを以て司藥
 場は市販規那鹽を購入し之れが試験成績を新聞に廣告し一般藥品取扱者の關心を促す狀況なりき。此間の消息を當時の文書に就きて看るに次
 の如し。

自今當場へ買上相成候藥品試験之上品位ノ高下眞實純雜并其品ヲ販賣スル外國藥師之姓名等詳細新聞紙上記載致度此段相伺候也
 明治七年十月十五日

文部大輔 田中不二磨殿

新聞紙掲載ノ文據

江 湖 叢 談

此頃文部省司藥場ニテ試験アリシ方今舶來ノ規那鹽分析表ヲ得タリ總テ藥品ハ衛生上貴重ノ物品ニシテ其品等眞實ヲ鑑別スルコト尤モ重スヘキコトナレト
 モ方今分析ノ學末タ充分ナラス藥師各其眞實品位ヲ實試シテ賣買スルノ地ニ至ラス舶來封付ノ藥品ハ其標札ヲ見テ品位ヲ鑑別スルノミ故ニ即今左ノ分析表ニ
 依レハ粗眞鑑別ヲ助クヘシ因テ左ニ揭示ス

- 規那鹽試驗表
- 第一種 硫酸規那鹽 一匁入價金八十錢
 - ハリス製標札プロヂエイト、シミケールト記シ三世ナゴレオンノ像ヲ畫キシ二箇ノ賞牌ヲ付ス青紙紙袋筒入黃紙包裝藥師ニテ首付ト唱フル者
 - 第二種 硫酸規那鹽 一匁入價金八十五錢
 - ハリス及ロンドン標札ニ「メルクル」ト云フ神像ト二箇ノ賞牌ヲ付ス藥師首付ト唱フル物
 - 第三種 硫酸規那鹽 一匁入價八十錢
 - ハリス製標札ミネラルファルト云フ女神像ヲ畫キ金字札銀口赤筒入
 - 第四種 硫酸規那鹽 一匁入價三圓五十錢
 - 標札ビラチルビヤ地名ローセンガルデン氏所製純精割合ノ證ヲ記ス銀封

- 第五種 硫酸規那鹽 三十カラシマ入價金五圓
 - 標札カラヘンハーケ地名モウトン氏製共口瓶入
 - 第六種 硫酸規那鹽 一匁入價金七十五錢
 - 標札和キ札紙ニ「キニン、シユルフリフキ」ト記ス赤蠟封藥師ニテ獨逸出ト唱フルモノ
 - 第七種 硫酸規那鹽 一匁入價金三四
 - 標札六箇ノ賞牌ヲ記ス「マンハイム地名ホーリンケル氏製赤蠟封
 - 第八種 硫酸規那鹽 一匁入價金四圓
 - 標札スチットカルト地名ヨブスト氏製丸大形共口瓶入
 - 第九種 硫酸規那鹽 二匁入價金一圓六十錢
 - 標札ビラチルビヤ地名ハウエルス及ウエートマン氏製銀封
 - 第十種 硫酸規那鹽 一匁入價金六十二錢五厘
 - 標札二箇ノ賞牌ヲ記シ「ハリス及ロンドン地名ロウイスモンニール氏製銀封藥師首付ト云フ
- 右諸種ノ規那鹽中含ム所ノ「キニン、シンコニン」及其他ノ成分左ノ如シ

第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種	第 五 種	第 六 種	第 七 種	第 八 種	第 九 種	第 十 種
硫酸キニン	同	同	同	同	同	同	同	同	硫酸キニン
痕跡	二・二八	二・三・九四	一〇〇・〇〇	九九・〇〇	四・八〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	全ク無シ
硫酸シンコニン	同	同	同	同	同	同	同	同	硫酸シンコニン
九五・七〇	九一・九二	七五・〇六	八七・八〇	九一・九二	九一・九二	九一・九二	九一・九二	九一・九二	九一・九二
キニチン	同	同	同	同	同	同	同	同	キニチン
四・〇	五・八	一・〇〇	一・〇〇	六・四〇	痕跡	八・八〇	八・八〇	八・八〇	八・八〇

右表中第四、五、七、八、九種ノ規那羅ハ純粋良好ノ品ナリ第一、二、三、六、十八種ノ品ニシテ多量ノ硫酸シンコニン及キニチン含ミ「キニーン」ノ量甚タ少ク或ハ之レアルコトナシ蓋シ「シンコニン」ハ「キニーン」ニ比スレハ其價廉ニシテ其效力最モ劣レリトス

明治七年十一月十日

文部省 司 藥 場

文部省ヨリ東京府へ達 (明治八年一月二十三日)

明治十年十二月キニーン、ヨードカリ之二藥取締規則之儀御達有之施行之期日追テ當省ヨリ可相達候付テハ藥舖營業之者專ラ注意可致ハ勿論ニ候得共其
一 自己其眞實純粋ヲ鑑別難出來向ハ日曜日ヲ除クノ外東京司藥場ニ願出候得ハ於同場無費ニテ試驗可致候條管下ヘ布達可致此旨相達候事
キニーン、ヨードカリ取締規則ニ關する件

醫第十九號

寄冬キニーン、ヨードカリ取締規則被仰出追々施行可相成處先以別紙之通東京府ニ相達申度付テハ藥舖共ヨリ鑑定可願候條可然御取計有之度猶御場之都合
モ可有ニ付御意見モ候ハ、至念御申出有之度此段及御照會候也
追テ試驗之法ハ含有之成分多少ニ拘ラヌ賢難腐敗品ニ無之分ハ可免許候條大抵定性試驗ノミニテ可然存候此段モ御意見承リ度候也

明治八年一月十七日

文 部 省 醫 務 局

東京司藥場御申

別 紙 東京府へ達

昨七年十二月キニーン、ヨードカリ之二藥取締規則之儀御達有之施行之期日追テ當省ヨリ可相達候付テハ藥舖營業之者專ラ注意可致ハ勿論ニ候(共萬一
自己其眞實純粋ヲ鑑別難出來向ハ日曜日ヲ除クノ外東京司藥場ニ願出可申於同場無費ニテ試驗可致候條此旨管下ニ布達可致事

文 部 大 輔 田 中 不 二 府

別 紙

衛生局ヨリ東京、京都、大阪司藥場へ達 (明治八年八月五日)

藥品取締規則ノ儀來ル十月一日ヨリ施行候ニ付別紙三府へ御達相成候條各場ニ於テ豫メ注意致シ試驗上不差支様御處分可有之此段及達候事

内務省ヨリ東京、京都、大阪三府へ達 (明治八年七月二十三日)

昨七年十二月二十五日御達相成候藥品取締規則來ル十月一日ヨリ施行候條管下布達可致此旨相達候事

司法省ヨリ東京、京都、大阪三裁判所へ達 (明治八年七月二十五日)

藥品取締規則ノ儀ニ付別紙甲印之通昨七年十二月御達相成候條處今般右施行日限ノ儀内務卿ヨリ乙印ノ通々知有之候條此旨相達候事 (別紙省略)

藥品巡視の起源 明治七年九月毒藥販賣取締規則發布せられ藥舖巡回の必要生じたるを以て同年十一月十五日より司藥場は試験掛一人事務掛一人より成る藥品巡回員を市内藥舖に派し検査せしめたり。是れ我國に於ける藥品巡視の起源にして當時司藥場長より文部大輔宛藥品巡回開始届として提出せられたる文書次の如し。

過日何濟相成候毒藥取締之儀ニ付當場定員之内試験掛一人事務掛一人取締検査ノ爲來十五日ヨリ巡回致候條此段御届申上候也
明治七年十一月十二日 司 藥 場 長 永 松 東 海

文部大輔 田 中 不 二 府 殿

尙ほ藥舖巡回心得は次の如く定められたり。

- 第一條 初度巡回人員ハ試験掛一人事務官一名タルヘキ事
- 第二條 藥舖姓名簿所持可致事
- 第三條 初度巡回之節ハ其區ノ投所ニ到リ検査ノ都合相談シ差添人爲差出候トモ此方吏員ノミニテ直チニ藥舖ニ立入検査致候トモ事宜ニ任スヘシ
- 第四條 此節ノ巡回ハ先達布達シタル毒藥品位置ノ點檢ノミヲ以テ目的トスタトヒ位置不整ナリト雖モ之ヲ罰スルノ權アルコトナシ唯其體裁ヲ觀察シテ篤ク
説諭ヲ加ヘ不文不學ノ藥舖ヲ誘導スルヲ以テ旨トス
- 第五條 藥舖不取締ノモノハ再三説諭ヲ加ヘ尙尙不及ノモノハソノ事實ヲ具情シ場長ニ告ケ文部省ニ上申スヘシ
- 第六條 藥舖検査ヲ受ケタル分ハ一々其町名姓名并ニ御布達相守ル哉否ヲ詳細簿記スヘキ事
- 第七條 司藥場官員ノ内藥品検査ニ預リタル人ハ平常藥舖ニ立入り點檢スルノ權アルヘシ右ハ兼テ検査掛ノ印ヲ渡シ置クモノナリ
- 第八條 點檢ノ爲藥舖ニ立入タル時ハ酒食ノ變應ヲ受クヘカラサルハ勿論一切長坐雜談スヘカラス且點檢ノ節其藥店ニ於テ物品ヲ買取ルヘカラス
- 第九條 點檢ノ節藥舖ヨリ藥品ノ管照眞偽鑑定ヲ頼ム時ハ其鑑定即時確定シ難キモノハ司藥場へ差出スヘク申付クヘキ事

劇毒藥取締令の發布 不良藥品に次いで取締を要するものは劇毒藥の販賣なり當時世人の醫藥品に對する智識淺薄にして其取扱を誤りて不測の禍を招ぎしもの抄からず政府は醫藥品取締の急に迫られ明治七年九月先づ暫定的に劇毒性藥品三十一種を選びて之を毒藥に指定し其貯藏販賣等に關する取扱方を規定し又尙後新發明新輸入に係る藥品にして其成分不明の物は先づ司藥場に提出し其分析結果に基きて之れが販賣を許可することとせり。

之れ本邦に於ける藥品取締令の淵源とも認むべきものにして現行藥品營業並藥品取扱規則の濫觴なりとす。
當時文部省より三府宛達せられたる文書次の如し。

別冊記載ノ藥品ハ性効峻烈ニシテ若其用ヲ錯スルトキハ忽チ人命ヲ傷害スヘキ毒藥ト相成リ安リニ難取扱品柄ニ候處是迄賣買ノ規則無之何人ニ限ラス隨意ニ賣渡シ或ハ尋常ノ雜藥間ニ錯列シ動モスレハ器ヲ違へ不測ノ危害ヲ釀シ候等弊害不尠ニ付向後藥品商賣ノ者別冊ノ通り相心得候様布達可致此段相違候也

明治七年九月十九日

文部少輔 田中不二麿

別冊

一、左ニ記載セル毒藥ハ相當ノ器ニ容レ別段錠前附ノ錠筒ヲ製シテ之ヲ藏シ他ノ藥品ト混雜スヘカラス
一、毒藥ハ醫師ノ處方書ニ據テ調合スル外ハ醫師、藥舖主、化學家、賣藥家及工職家ヨリ需要ノ趣旨ヲ記シタル證書ヲ以テ求ムルニ非ザレハ決シテ販賣スルヲ許サズ

一、同藥場ノ吏員臨時藥舖ニ立入り點檢スルコトアルベシ

毒藥

砒石、アトロピネ、燐、キニーネ、ストリキニーネ、コロル金、背酸、アコニチネ、ペラトリネ、エルゴチネ、モルヒネ、沃水(第一、第二)、硝酸亞酸化汞、白降汞、赤降汞、生々乳、飛白霜、輕粉、ブローム、ヨヂニーム、コロ、ホルム、コロラールヒドラー、麥奴、阿片、吐酒石、香水醋、羌苳、曼陀羅華、ホウレル水、コロダイン

此外新發明及舶來ノ藥品ハ先ツ同藥場ニ出シテ試験ヲ受テ毒藥ノ劇毒ヲ判シ然ル後發賣スヘシ

其後政府は内務省の伺出に基づき明治十年二月左の如く毒劇藥取扱規則を發布せり。

毒藥取締ノ儀何

毒藥取締ノ儀ニ付テハ明治七年文部省ヨリ先ツ以テ三府へ布達相成候處漸次各縣ニ於テモ其荷モスベカラザルニ府限シ該規則ニ準シ取締相設ケ候向ニ不少己ニ一般藥物取扱ニ注意致候機合ニ相違ビ且ツ又追々醫術相聞ケ候ニ隨ヒ藥品ノ賣買モ日ニ盛大ニ趨キ最早府縣一般取締リ方法無之テハ輕卒ノ取扱ヨリ不測ノ危害ヲ生シ候儀モ保シ難ク候間別冊ノ通り至急御公布有之度左案相添此段相候也

明治九年七月六日

内務卿 大久保利通代

内務少輔 林友幸

太政大臣 三條 實 義 殿

何之趣第二十號ヲ以テ布告候條此旨相心得候事

明治十年二月十九日

毒藥劇藥取扱規則 (布告明治十年二月第二十號)

藥品中性効峻烈ニシテ若其用方ヲ誤ル時ハ人命ヲ傷害スヘキモノ少カラズ然ルヲ或ハ輕忽ノ取扱有之候テハ實ニ不容易儀ニ付右取扱規則左ノ通相定候條此旨布告候事

明治十年二月十九日

右大臣 岩倉 具 視

一、藥品中其効力峻烈ニシテ直チニ生命ヲ傷害スルニ足ルヘキ者ヲ毒藥ト唱ヘ其性効毒藥ノ如ク強烈ナラサルモ其用量ニ依リ容易ク危害ヲ生スヘキモノヲ劇藥ト稱ス其目如左

毒藥

亞砒酸、ホーレル水(亞砒酸カリ水)、其他砒石製劑、昇汞(第二コロル汞)、コニチネ、白降汞(コロルアミト汞)、アコニチネ、赤降汞(赤色酸化汞)、コロフツルム、第一沃水(第一ヨード汞)、第二沃水(第二ヨード汞)、硝酸亞酸化汞、燐(ボスポル)、背酸(シヤン水素酸)、背酸加里(シヤンカリウム)、アトロピネ其他アトロピネ鹽類、ストリキニーネ其他ストリキニーネ鹽類、揮發苦扁桃油(蒸餾シ得タルモノ)、モルヒネ其他モルヒネ鹽類

劇藥

ヨード其他ヨード製劑、ブローム、ヨード加里、臭酸加里、腐蝕加里(苛性加里)、腐蝕ソーダ(苛性ソーダ)、硝酸、皓礬(硫酸亞鉛)、其他亞鉛製劑、硫酸、硝酸銀其他製劑、鹽酸、膽礬(硫酸銅)、石炭酸、銅礬礬(硫酸アンモニア銅)其他銅製劑、甘汞(第一コロル汞)、巴豆、ビスミット(酸性硝酸砒鉛)、巴豆油、硫酸カドミニウム、コロラルヒドラー、吐酒石其他アンチモン製劑、ヨードフォルム、サントニーネ(セメンソート)、芥子油、苦扁桃水、老利兒水(ラウリールケルス水)、コロダイン、阿片其他製劑、吐根其他製劑、雙覺菊根其他製劑、(黎蘆)其他製劑、苳若葉其他製劑、ヤイラツバ及根脂其他製劑、ヒヨス葉其他製劑、ジキタリス葉其他製劑、シキニータ葉、其他製劑、曼陀羅葉其他製劑、サビナ葉其他製劑、コルシクム實其他製劑、カッパル豆其他製劑、斑猫(芙蓉)其他製劑、香水醋子其他製劑

右ハ現今使用スル所ノ毒藥十九種、劇藥四十六種ヲ掲ルモノニシテ專ラ世人ノ解シ易キガ爲メニ普通ノ名稱ヲ用ユ此他新發明新舶來ノ藥品及其ノ性効ノ確知シ難キモノハ先ツ同藥場ニ出シテ試験ヲ受テ毒劇ノ劇毒ヲ判シタル上ニアラザレバ販賣スルコトヲ許サズ

一、毒藥劇藥ハ別段戸棚或ハ箱等ヲ製シテ之ヲ貯藏シ他ノ藥品ト混雜スベカラズ

一、毒藥劇藥等ハ醫師ノ處方書ニ由テ調合スル外醫師、藥商、化學家及工職家ヨリ需要ノ趣意ヲ記シタル證書ヲ以テ求ムルニ非ザレバ決シテ販賣スルヲ許サ

×

一、前條ノ規則ニ據ル毒藥、劇藥ヲ販賣スル時ハ其藥名、分量、年月日及買入ノ住所、姓名ヲ別報ニ記載シ買入ヨリ送ル所ノ證書ヲ貯置クベシ但幼少ノ者及弱者、尊者、其他不能力者ノ者ニハ一切附與スベカラズ

一、醫師ノ處方書ニ由テ毒藥、ヲ調合シタルトキハ其ノ藥名、分量、用法、年月日、醫師及患者ノ住所、姓名ヲ別報ニ詳記シ處方書ニ捺印スベシ
一、毒藥劇藥ヲ取扱タル調劑器ハ其時ニ丁字ニ洗淨シ拭拭スベシ、且ツ砒石及水銀劑ノ用器ハ他ノ品ノ用ニ當ツベカラズ
右ノ規則ニ反リテ毒藥劇藥ヲ販賣シタル者ハ五拾圓以内ノ罰金ヲ科スベシ

明治初年の藥學教育と藥舖開業者養成案 車駕東幸、明治新政府の基礎漸く定まるに及び明治元年六月政府は幕府の醫學所を收めて鎮將府の所管となし別に和泉橋通福壽堂邸跡を醫學所附屬病院と爲し翌二年五月醫學所と病院とを合併して之を醫學校兼病院と稱せり。

同年六月昌平校を改めて大學校と爲し開成校及東京醫學校兼病院を之に屬せしめ同年十二月大學校を大學と改稱し開成所を大學南校東京醫學校を大學東校と稱せり。當時大學東校は學則の範を獨逸に採りたるを以て從來の和蘭醫學は此の時より全く獨逸醫學によつて壓倒せらるゝに至りぬ。

明治四年大學東校は文部省所管と爲りて單に東校と稱せられ翌五年には學制新に成りて第一大學區醫學校と改稱せらる。明治六年六月初めて東京醫學校に製藥學教場設けられたれ共當時の藥學教師ニウエルトは藥局の調劑生を薰陶するに止りて製藥試驗等の藥學專攻の教育機關なかりき。

明治七年五月學制の變更によりて第一大學區醫學校を改めて東京醫學校と爲し長與專齋を校長となし製藥學本科を設けらる斯の如く藥育機關順次備はるに至れりと雖も當時一般の藥學智識極めて淺薄にして藥品を取扱ひ之を賣買する藥舖も普通の商賈と異らず到底藥品取締の徹底を期すべからざる状態なりしを以て司藥場を中心とする藥學技術者養成を計劃し醫學校の製藥學科を司藥場の監督下に置きて一般藥舖の子弟に製藥及試驗學を修得せしめ以て藥學の普及徹底を企圖し醫學品取締の完備を期せんとせり。當時司藥場長より文部省宛に提出せる伺書次の如し。

先般司藥場設立相成全國藥品取締ノ方法ヲ定メ既ニ三府ニ於テハ逐次御着手ニモ相成候處内國之藥商ハ皆市井尋常之商賈ニシテ廉價販賣ノ外藥品ノ性効檢

査之術ヲ知ルモノナシ是ニ因テ惡品ノ輸入處々ニ増殖假令嚴重之法制ヲ設クルモ幾レト禁止スルコト能ハサルノ勢ニ至レリ此時ニ當リ特ニ藥品檢査ノ一術ヲ以テ一時ノ奸情ヲ懲責スルモ畢竟姑息ノ取締ニシテ藥商タルモノ自ラ能ク藥ノ精粗眞贋ヲ辨識スルヲ得且ツ藥ノ貴重ニシテ妄リニ賣買スヘキモノニ非ラサルコトヲ會スルニ非サレハ藥品取締ノ方法整頓シタリト謂フヘカラス此故ニ前年來既ニ醫學校ニ於テ製藥學生徒ヲ募リ其豫科ヲ卒ヘ本科入學ノ期ニ迫候モノ不砂候ニ付製藥學校ヲ司藥場ニ屬シテ連ニ御建築相成此後ノ醫學校ニ於テ豫科卒業ノ生徒ヲ送りテ藥商ノ子弟志アルモノヲ許シテ入學セシメ製藥試驗ノ術ヲ習ハシメ自然藥物ノ學問人民ニ浸染シ藥品之取締モ整頓候様致度此段至急御決議相伺候也

明治七年九月廿九日
司藥場長 永 松 東 海
文部少輔 田 中 不 二 齋 殿

右の伺書は採擇せられ政府は著々として藥學教育の完備に努め同年獨逸留學中の柴田承桂の歸朝を俟ちて藥學教育を擔任せしめ又司藥教師マルチン、東京醫學校教師ハンゼン等をして一時製藥學科の教師に任じ同年にはランガールト來朝するに及び之を製藥學の專任教師となし同九年醫學部校舎の竣成と共に製藥教場も亦落成しマルチン製藥學を教授せり。同十年四月東京醫學校を東京開成學校と合併して東京大學と改稱せられ今日の大學醫學部藥學科の基礎をなせり。

京都司藥場の開設 明治初年明石博高鍊眞社なる研究團體を組織し自ら化學及藥學を講じたりしが明治四年京都府は之を官營とし改めて合密局と名付け河原町の長州屋敷に設置し藥品試驗を施行せしが明治六年に至り夷川木屋町北側に移轉し醫學品の試験及化學工業の研究機關とし傍ら藥舖開業者の養成に努めたり。

明治八年二月合密局は政府に移管せられて合密局地内土手町夷川上ル東側に新築せられ長崎醫學校教師和蘭人ドクトル・アイ・セ・ゲールツ教師として招聘せられ藥品試驗及司藥局設置の交換條件たる府下の入學生を教育することとなれり。

鑛泉分析の開始 鑛泉分析に就きては文部省夙に留意し明治六年七月文部省達第九六號を以て全国各地の鑛泉起源、功能等調査報告せしめたり。

司藥場に於ても試藥と共に最も重用なる事業の一として明治七年始めて鑛泉分析を開始し其の成績を醫學校に送り醫治効能を究めんと計れり。
文部省達及東京司藥場長永松東海の上申書次の如し。

文部省達 (明治六年七月三日第九六號)

其府縣管下溫泉有之ニ於テハ別紙雜形ニ照準シ至急取調且従前分析等致シ候分ハ其書類共可差出此段相違候也
但溫泉無之候ハ、其段可届出事

雜形

何府縣管下何國何郡町村或ハ何山海濱何河邊溫泉

一、何年號干支何月ヨリ涌出ノ次第

一、湯底砂地又ハ石敷板所等凡テ湯床ノ様樣且海濱河邊ニテ洪水潮水ノ妨患有無等明細

一、源泉ノ數及ヒ其廣狭且湯床ノ數明細

一、溫度何十何度檢温器ハ世上通常行ハル、所ハ一レンヘート氏ノ寒暖計ヲ用フヘシ四季ニヨリ冷温ノ差アレハ其由ヲ概記スヘシ
但上流下流泉源等ノ差ヲ區別ス

一、從來土人云傳凡所何病ニ効アルノ譯錄起等明細

一、入湯病者數

但明治三年庚午ヨリ申至申迄三箇年分四季増減モ可有之ニ付毎月調一年總計何千何百何十人

一、溫泉廢止ノ箇所及ヒ未タ開カサル場所共其溫度廣狭源泉ノ數且廢止等ノ所以詳細

一、従前分析致候分ハ何年號干支何月何府縣何某或ハ外國入何某分析ノ譯

一、従前税金何程

但無税ノ箇所ハ其譯

右之通御座候以上

年號幾年干支月日

文部省三等出仕

正五位 田 中 不 二 磨 殿

文部省布達 (明治六年七月二十五日第一〇五號)

富省本年第九十六號雜形ノ内溫泉溫度ノ儀ハ不及試驗候條此段更ニ布達候也

文部省布達 (明治六年十月二十日第一二八號)

本年富省第九十六號雜形ヲ以テ溫泉取調ノ儀布達致置候處猶一般ノ溫泉取調入用候條冷泉之分モ右雜形ニ照準シ有無早々可届出此旨更ニ布達候事
但第九十六號雜形ノ外左ノ通増加可申出事

一、冷泉ノ儘著中入浴或ハ之ヲ温メ四時入浴スル等ハ其次詳細並病者員數月計年計

一、冷泉ヲ採附シテ賣捌候向ハ其賣捌量數代價金高共月計年計

右明治三年庚午ヨリ同五年壬申マテ三箇年分

何

御國內諸所鑛泉醫治効用取調候儀專ラ醫學上ニ關係有之ニ付富場ニテ分析相成候上醫學校ニ差廻シ醫治効用相定候條致度仍テ左案之通醫學校ニ御達相成度此
段御候也

案

第一 大學 醫學 校

御國內諸所鑛泉司藥場ニ於テ分析相成候上分析表其校ニ差廻候條教師ニ及合議醫治効用相定候條可致此段相違候也

明治七年六月二十日

文部少輔 田 中 不 二 磨 殿

何之通

明治七年八月廿八日

前記文部省布達により鑛泉ノ分析試驗は漸く世人ノ注意する所となり文部省宛之が試驗を願出づる者多數に及べり文部省は是等檢體を司藥
場へ差廻し試驗を施行せしめたり。

今一例を掲ぐれば次の如し。

筑摩縣ヨリ炭酸泉分析之儀ニ付現品相添別紙之通申出候條則御達申候間御受取有之候也

明治八年四月四日

東京 司 藥 場 御 中

(別 紙)

本省 醫 務 局

文部少輔 田 中 不 二 磨 殿

司藥場長 永 松 東 海

文部省 文 部 省

何府知事 縣 同 事 事

何府知事 縣 同 事 事

縣 同 事 事

縣 同 事 事

縣 同 事 事

縣 同 事 事

縣 同 事 事

縣 同 事 事

縣 同 事 事

縣 同 事 事

縣 同 事 事

縣 同 事 事

縣 同 事 事

縣 同 事 事

炭酸泉之義申上

富縣下野原國益田郡之内小坂ヨリ湧出候炭酸泉泉質モ至テ宜敷拜見候間分析相願度旨申出候ニ付即現品持參爲致候分析之上尙詳細御示相成度具狀仕候以上
明治八年三月廿四日
文部大輔 田 中 不 二 藏 殿
筑摩縣權令 永 山 威 輝

然るに當時交通運輸發達せず極めて不便なるにも不拘何れも皆遠路送付したる爲品質の變化を來たし且採酌上の注意を缺く等甚だ面白からざるものあり折角の試験も原泉に於ける成績と一致せざるの結果を招來せし爲め内務省は明治九年八月二十五日に次の如く布達したり。

内務省達 (明治九年八月二十五日丙第四四號)

司藥場設置以來鐵泉分析試験ノ儀進々申出候向有之候處其採酌法不得宜ヨリ往々其成分變性シ就中遊離氣類有之モノニ至リテハ多少蒸散ヲ不免其カ爲メ精密ナル試験難及候條同場事務ノ緩削ヲ圖リ試験主任ノ者ヲ派進シ實地ニ就テ試験セシメ候上運搬ヲ要スル分ハ採酌法等詳細示談可及候條其節マテ差出方見合可申此旨相達候事

右の布達に依り鐵泉氣類實地試験之爲め東京司藥場教師マルチン並に隨行三崎精輔及村井純之助は明治八年七月十一日足柄縣へ出張したり是鐵泉出張試験の初めなり。

内務省は司藥場鐵泉試験表々式を定め司藥場に達したり。

内務省衛生局所定 (明治九年)

司藥場鐵泉試験表々式

明治何年鐵泉試験表				何司藥場	
泉名	地名	溫度 攝氏	量 重	成分 百分量或ハ概量	
通				米櫃	
計					

内務省衛生局所定 (明治十一年)

司藥場鐵泉試験表々式

何司藥場鐵泉試験表						明治何年度末			
府縣及開拓使	全	數	試験既済	試験未済	全	數	試験既済	試験未済	合計

大阪司藥場の開設 政府は曩きに長崎、神戸、横濱の三港に司藥場を設置せんとしたるも司藥の事務は必しも開港地を必要とせざること認め明治七年三月東京府下に翌年二月京都府下に新に司藥場開設せられ同年三月大阪市に司藥場を設置することとなれり。

其敷地は當時廢校たりし大阪市東區大手前町英語學校校舎を充當し九等出仕江頭元朴司藥場長心得を命ぜられ外人教師は府下精々舎にて備聘中の和蘭人ドワルスを以て之に當らしむることせり。
外人教師備聘及敷地決定に關する文書次の如し。

今般於其府下司藥場設立致候ニ付一昨冬御府下精々舎ニ於テ雇入候和蘭國人ベ・ニドワルス氏儀當今御府ニ於テ別段御指圖モ無之候ヘバ當省ニ雇入右事務擔當御府下遊在爲致度候條御都合至急御報知有之度此段及掛候也
追テ精々舎條約書至急御指圖相成度候上年限給料等ノ事仔細調結約致度候條及御依頼候也

大阪府權知事 渡邊 昇殿
文部省醫務局長 長 與 專 齊

昨年十一月中御許可相成候大阪司藥場ノ儀不日設立可致ニ付差向教師一名雇入申度當時大阪府在留蘭人ドワルス氏學術至當ノモノニ付一ヶ月金二百圓乃至三百圓ヲ以テ約可致尤當省定額金ヲ以テ給致候條ニ候條至急御許可相成度此段御何候也
明治八年一月十三日
文部大輔 田 中 不 二 磨

大阪府下ニ於テ司藥場設立ニ付テハ差向場所建家無之新築致スニモ經費不尠ノミナラス時日迂延指支候間英語學校構内元理學校ノ儀ハ元來實地化學教場等十分ノ建物有之振替ヲ要セス其儘相用ヒ試藥場トシテ結構ニ候條右建物地所トモ同場ニ御渡相成度依テ左案大阪英語學校ヘ御達相成候條致度至急御決議相何候也

追テ藥岡ノ儀モ英語學校ニテハ別ニ要用有之間敷ト存候間是亦御引渡相成度候
大阪府下ニ於テ司藥場設立ニ付テハ其校所屬元理學校並藥岡地所建家トモ同場ヘ差向候條右係員出張御協議之上引渡可申候旨相達候事
案
文部大輔 田 中 不 二 磨

開設當時の職員次の如し。
九等出仕江頭元朴、御雇三宅乘則、御雇中村讓芝、御雇原田養林、御雇村田春齡、御雇安達邦光、御雇菊谷藤太、御雇浦池以忠、御雇堀家碌平、御雇瀬戸英叔、御雇坂口勤哉、御雇西山良造、御雇岩崎勘次、御雇教師ドワルス

司藥場用印紙の統一と其變遷 從來各司藥場は其司藥場独自の試験済印紙を貼付し居たりしも不便尠からざりしを以て明治八年六月是を統一し東京司藥場に於て印刷し各地司藥場へ分ち各地同一の印紙を貼用することとせり。之れ現在衛生試験所封緘用印紙の始祖たるものなり共通印紙制定に對し東京司藥場より文部省醫務局宛の文書次の如し。
今般三府司藥場通用ノ検査済印紙見本ノ通り製造成就ニ付以來諸藥商ヨリ願出候藥品ノ取ルベキモノニ貼與候條此段御心得ノ爲メ申進候也

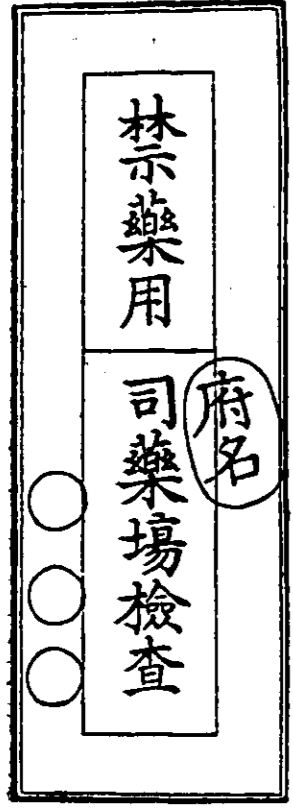


内務省布達 (明治八年十月二十七日印第十九號)

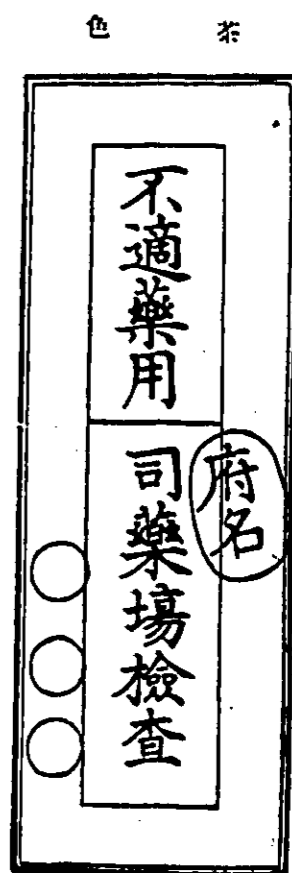
藥品ノ儀ハ重用ノモノニ候ヘバ假令ノ品不取取扱最注意可致事ニ有之逐次取締方法可相立處ヨリドカリ、キニ一ネノニ藥ハ特ニ緊要有力ノ品ニ付右二品ヲ始トシテ本年十月一日ヨリ先以三府ニ於テ賣買上取締則施行相成候ニ付各司藥場ニ於テ検査ノ分ハ眞摺精粗ノ證トシテ左ノ見本ノ印紙ヲ瓶口ニ貼附候條爲心得此旨布達候事
追テ各地方ニ於テ眞摺別冊出来モノハ願ニヨリ無誤ニテ試験可致候條最寄司藥場ヘ差出可申事



色 青



而して同年十二月には左の如き「不適薬用」の印紙判定せられたり。



右印紙は罰則外薬品の試験出願に遇ひたる場合其成分を鑒別し其薬用に適するものは許薬用印紙を貼用し其適せざるものに貼用するものにして之れ即ち罰則薬品二十種追加せられ工業薬品と醫療薬品とを區別する必要上行はれたるものなり。次で大形、中形、長帯印紙制定せられたり。即ち次の如し。

右従前各罰薬場ニ於テ貼シ來リ候印紙之儀今般罰則薬品二十種御追加ニモ相成内外人之關係及ヒ注目スル所亦一層細密ニ至リ付テハ印紙面其下半ハ横文ヲ以テ記シ其上半従前只薬用ヲ禁スルトノミ記載有之候處追加之薬品ニハ醫藥ノ用ニ堪ヘサル品ニシテ工職ノ用ニ供スヘキモノモ亦不尠單ニ薬用トノミ記シ候テハ本邦ノ習慣ニ於テ實買上疑惑ヲ生シ候儀モ可有之ニ付許薬醫藥用ト相改候様致度検査之薬品増加スルニ隨ヒ容量之大小異同有之貼附上差支候間右印紙之外更ニ大小二種ヲ製シ貼用候様致度御布達案並印紙見本相添此段相何候也(案省略)

内務省布達 (明治十年四月十二日甲第七號)
 明治八年十月甲第十九號ヲ以テ罰薬場検査印紙ノ儀及布達候處今般右印紙並罰則薬標記別紙ノ通改正増加候條此旨布達候事
 但當分従前ノ検査印紙取交セ相用候事

淡紅色



緑色



茶褐色



淡紅色



淡紅色



而して之等の印紙は當時の紙幣局（現在の印刷局）へ印刷方を注文したり。其注文枚數及代價次の如し。

名稱	枚數	小切百枚代價	原板代價（但改刻之節ハ而已可取立分）
大形印紙	十面張三萬九千枚	一枚一錢	金五十三圓三十一錢九厘
中形印紙	二十面張五萬七千枚	一枚一錢	金四十六圓四十四錢九厘
小形印紙	四十面張一萬五千七百五十枚 六十面張七百五十枚	一枚一錢三厘二毛 一枚一錢九厘八毛	金三十四圓九十九錢五厘
長帶印紙	二十一面張四萬五千四百三十三枚 四十面張二萬八千八百枚	一枚一錢二厘六毛 一枚一錢三厘二毛	長帶兩種ニテ 金十九圓九十五錢八厘

次の改正は從來の試験済印紙は貼換等の好策に陥る弊あるを以て之が豫防の必要上印紙の印刷法を改善し又大形中形の印紙を廢して小形印紙のみとなしたるものなり。

衛生局報告（明治十二年四月七日第十號）

從來同業場ニ於テ貼用スル所ノ印紙ハ故意換貼ノ弊ナキヲ保シ難キヲ以テ今般新ニ印刷法ヲ改メタリ若シ之ニ水或ハ湯氣等ヲ注シ濕潤セシムルトキハ忽チ其色質ヲ剝脱シテ文字不明トナルモノナリ故ニ賣買人取扱ノ際深ク注意ヲ加フヘシ因テ此旨報告ス
但當分從前ノ印紙ヲ取交セ貼用スヘシ尤モ改製ノ分ハ帶狀印紙ヲ用ルコトナシ以テ鑒別スヘシ

許禁醫藥用大形印紙廢止

衛生局達（明治十二年四月十二日）

許禁醫藥用大形印紙ノ儀相廢シ今般送致候小形印紙而已印刷致候條大瓶等ヘハ適宜ニ箇所ニ貼附可致且該印紙貼附ノ際其色質ヲ剝脱セシメサル様注意可有之此旨相達候事

本改正に於ては藥品検査印紙面に其藥品名を押捺することを規定し印紙貼換の好策に備へたり。

術第六八九四號

東京、大阪、藥場

藥品検査印紙面ニ從來地名番號年月及場長ノ印ヲ押捺シ來リ候處自今以後藥名標換貼等ノ好詐ヲ防クカ爲メ許禁醫藥用印紙面ニハ其藥名ヲモ押捺致度候條續訂藥場ヨリ何用ニ付附屬置候條其場ニ於テモ同様施行可致此旨相達候事

明治十五年十一月七日

衛生局長代理内務少書記官 島田 泰夫

次の改正は從來使用の諸藥用印紙も之を實際に使用するに當りて多少の不都合あり然るに印刷済のものも漸く使用し終らんとするにあり之を改正せるものなり。

東京、横濱、試験所

諸藥用印紙從前ノ分遺拂條節ハ印紙面文字改正印刷ノ積候處道々缺乏ニ至候ニ付不遺印刷ニ可取掛折柄大阪試験所ヨリ印紙寸法等改正ノ儀別紙申出候ニ付右ノ通知刷ノ見込ニ有之就テハ從前大形ノ分ハ各所共餘リ使用無之ニ付以來此分廢止候積候間旁御意見モ有之候也否至急御申出相成度局長之命ヲ得此段一應及御協議候也

明治十七年五月廿七日

衛生局會計課

大阪試験所ヨリ印紙改正案ノ上申書

是迄試験所ニ使用來候許禁醫藥用印紙之儀今般御改正可相成旨致傳承候就テハ瓶口之大小口栓之形狀等ニ因リテ從前ノ小形印紙ニテハ短ク二枚張ニテハ長キニ過不體裁而已ナラヌ許多之手數ヲ煩シ且又一巧入之「ストリキヤニ、ホ、ピニカルピン」之如キ小瓶ハ欄體附之藥名札商標ヲ貼シ其上右之印紙ヲ貼附候得ハ丸藥瓶ノ全體ヲ被包シ盡テ現品ノ有無形狀不相分勞以不都合之儀間々有之候付幸今度御改正ニ際シ別紙雜形之通大中小三種之印紙御製造相成度此段豫テ及上申置候也

明治十七年四月

大阪試験所長心得 村 橋 次 郎

衛生局長 長 與 本 齊 殿

内務省告示（明治十八年二月九日第五號）

明治十年四月當省甲第七號布達同業場藥品検査印紙ハ本月十五日限り相廢シ爾後衛生局試験所ニ於テ醫藥用ニ適スルモノト認メタル藥品ニ限り左ノ印紙貼用候條此旨告示候事

明治十八年二月九日

内 務 省



各府縣より植物及礦物の蒐集 司藥場の二大事業の一たる司藥は諸法規の發布に従ひ着々進捗したるも他方檢明の事業はまだ其研究充分ならざるを以て各地より礦、植物を蒐集し試験研究を重ね成分等の檢索をなし他日照合等の便に供せんとし文部省に於ては司藥場長の伺に基き内務省、工部省及開拓使に各其關係地方の礦、植物見本送附の斡旋に盡力せらるゝ様夫々依頼せり。司藥場長心得柴田承桂より文部大輔田中不二磨宛に差出せる文書次の如し。

文部大輔 田中不二磨 殿

司藥場長心得 柴 田 承 桂

諸礦泉類並藥品検査は時宜に因り其含有物の定量のみならず其自現の形成に至るまで考究せざるをざるは勿論の事に候處今般各府縣より日を追て諸礦泉藥品検査願出候へ共當場未だ天生の植物物備品無之試験の確證を得るに於て遺漏あるを免れず就ては邦内所在諸植物鑽石の古來より人知るを否かを論ぜず漸次に採集し検査の照會に併へ庶然るべきは此に因て試験の確證を得るに便なるのみならず總ひ國內に於て未だ詳ならずと稱するものも亦照應経験し其成分の端緒を得て從て其本性を詳明し地方の便宜に因て之を製煉せしむるに至れば其衛生上に於ける大補なきに非ず實に其緊要の事に候間何率内務省工務省開拓使等に御依頼に及び右諸礦物物の詳不詳を問はず見聞して異常なるものは毎品其少量を當場に御採備相成度此段相候也

明治八年三月十日

尙ほ前記趣旨の徹底を期せんが爲め次の如く新聞紙上に廣告し民間化學工業の開発向上に資せんと企圖せり。

當場ハ藥物、礦泉其他衛生上ニ關スル物品ヲ檢査スルヲ以テ要務トナスト雖モ各地方ニ於テ發見ノ物品アリテ其他物タルヲ識別シ難キモノハ無費ニテ之ヲ試驗別シ製煉供用貯蓄等ノ方法ヲモ指示スベキニ付礦植物ヲ論ゼズ都テ新奇異常ノ品ハ其發見願出ノ事由及地勢等ヲ略記シ便宜ニ從ヒ三府司藥場ハ郵致スベシ

ヨードカリの製法傳授 明治八年四月安房國安房縣北條村寄留、吉田宗弼等ヨードカリの製法傳授を願出でたるにより司藥場之を許可し製

法傳授の上添簡の下渡をなせり。

尙又明治八年東京司藥場に於てヨードの入用起り市場に需めたるも之を得る能はざりしを以て歌むを得ず開成學校に純ヨード三ポンド譲渡方申出でたり。然るに同校よりは貯藏品は漸く約一ポンドより無き爲め三オンスを分譲す代價は當時の金額にして一ポンド十二圓也と申送りたりと云ふ。當時吾國に於けるヨードが如何に僅少にして貴重品なりしかを察するに足るべし。

東京司藥場に外人教師一名増員に關する具申 外人教師はマルチン唯一人なりしも司藥場の事業漸く世人の識る所となり依頼試験件数は日に増加の趨勢にあり藥品、礦植物の試験のみならず裁判鑑定等の試験にも及ぼさんとし爲に外人教師一名増加の必要に迫られ明治七年十二月文部省宛外人教師一名増員を願出たるも實現に至らざりしを以て更に再度の具申となれり。其文書次の如し。

去歲十二月申當場製藥學教師一名雇入ノ儀相何置候處今般已ニ「キニーネ、ヨードカリ」ヨリ着手シ則則迄御布達有之上ハ右何ノ儀一日モ猶豫ス可カラサル儀ト存候其故ハ追々藥舖營業ノモノヨリ右品檢査願出候モノ有之一層精密ノ試験ヲ要シ事務漸々煩劇ニ涉リ從前ソ通り教師一名ニテハ諸事普及シ難ク且藥品檢査監督ハ當分ノ間國內ノ藥商ノミトハ申シ乍ラ自然外國商人ニ注文約定ノ後其製品タルヲ檢出シ違約等ノ事ヨリ如何様ノ紛亂ヲ醸生シ再檢ヲ要シ候モ計リ難ク萬一其期ニ至リ當場檢査ノ疎密ニ因り國家ノ榮辱ヲ招キ候事モ相生シ申スヘク猶夫ノ歐洲ニテ毒殺ノ嫌疑ハ化學者ノ權斷ヲ要スルカ如ク實ニ大政上ノ關係容易ナラサル亦ニ候是ニ由テ一日モ遅カニ歐洲ニテ技術有名ノ化學者一名雇入レ製藥學場ト藥品檢査所トヲ區分シ現今ノ教師ト各一科ヲ專任シ百事務ヲ特許ヲ要スルニ非レハ當場設立ノ旨趣モ始終貫徹仕リ難ク候間何率右教師雇入ノ儀至急御決議有之度此段相候也

明治八年一月二十八日

文 部 省 御 中

司 藥 場

司藥場の内務省移管 明治六年三月文部省内に醫務局設置せられて以來一般の衛生事務は文部省に於て取扱はれたるも明治八年七月四日内務省中に第七局設置せられ更に同月十七日第七局を廢し衛生局を置く事と爲り衛生事務は内務省所管となり従つて三司藥場も亦内務省に移管せられたり。

司藥場協定試験法の制定 刑則に定められたる藥品試験に就きては當時未だ日本藥局方の制定なく三府司藥場独自の試験を行ひ居たるもかくては法の制定趣意にも反し且つ不便尠からざるを以て之が統一の必要を痛感し司藥場の完成と共に協議の結果ヨードカリ、規那鹽は京都司藥場提出の試験法を採用し之を協定試験法として試験を施行したり。次で明治八年十月二十五日司藥場試験心得並藥局試験法制定を見たり是

れ即ち日本藥局方の前身と見做すべきものなり。其條文次の如し。

沃 刺

- (1) 假子形白色若クハ透明結晶ニシテ水分ヲ引クノ力強カラズ
 - (2) 四分ノ三量ノ水ニ溶解セサルヘカラス其溶液極メテ稀薄ノ亞見加里反應ヲ呈スルモ亦可ナリ(炭酸刺亞斯)
 - (3) 溶液ニ稀硫酸ヲ加フルモ泡沫ヲ生スヘカラス(炭酸鹽)
 - (4) 濃稠溶液ニ醇厚酒精ヲ混スルニ全ク透明ナルヘク固形物ヲ分與セサルヘシ(硫酸鹽、炭酸鹽、磷酸鹽等)
 - (5) 稀薄溶液ハ「ゴロルバリニム」ニ偶テ濁濁スヘカラス(硫酸鹽、沃度加里、炭酸加里)
 - (6) 稀薄溶液ハ酒石酸ニ偶テ帯褐色ニ變ス可カラズ(沃酸鹽)
 - (7) 溶液ニ頗ル過量ノ硝酸酸化銀ヲ加ヘ傾倒シテ上清ヲ去ルノ後チ沈澱ニ流動安母尼亞ヲ加ニテ振盪濾過シ清朗ナル濾液ニ硝酸過量ヲ加フルニ茲ニ白濁ヲ生ス可カラス但シ僅微ノ濁濁ヲ生スルコトアルヘシ(ゴロルカリニム、ゴロルソニム、ゴロムカリニム、ゴロムナトリニム)
 - (8) 溶液一兩滴ヲ試験管ニ注キ赤色次硝酸含有硝酸若クハ次硝酸含有硫酸少許及ゴロルホルム若クハ硫化炭素ニ溶解シ之ニ細心シテ「ゴロル水ヲ加エテ沃度ノ紫色終ニ帯褐色ニ變スルトキハ「ブローム」ヲ混スルノ微ナリ故ニ硫化炭素ノ紫色ハ全ク褪色シ帯褐色ヲ呈ス可カラズ(ブローム)
 - (9) 右ノ定性法ヲ施シテ汚物若クハ質物ヲ認ムルトキハ昇汞ノ「チトレル液」ヲ以テ沃刺ノ百分集成分成ヲ驗スヘシ
- 硝酸々化バラシニム」ノ「チトレル液」ヲ用ユルトキハ「ブロームカリニム、ゴロルカリニム或他ノ輕金屬鹽ヲ混セル沃刺ノ量ヲ詳細ニ驗ス可レトモ醫藥上ノ目的ニ在テハ右列スル第一號ヨリ第八號迄ノ反應ヲ以テ足レリトスルノ八反應ヲ試驗ノ規則トス第九號ハ時宜ニ依リ施スノミニシテ正規ニ非ス

硫酸規 尼 涅

- (1) 硫酸規尼涅ハ纖細純白ナル結晶ニシテ太ダ苦味ナリ
- (2) 之レニ硫酸ヲ沃クモ其色變セサルヘシ
- (3) 之ヲ白金葉上ニテ煨ムルニ其初メ煨化シ後チ焦炭十分燒灼スルニ至テ些少モ殘留物ヲ見ルコト勿ルヘシ
- (4) 強烈酒精ノ吸カナル者ニハ容易ニ溶解スルモノナリ
- (5) 大概十二分ノ水ニ硫酸一二滴ヲ注キ酸性ト爲シタルモノニハ全ク溶解セシムル非ラス
- (6) 此規尼涅一分ニ「エーテル」二十分強砂精二分ヲ沃キテ攪和シ放置スルニ若干時ニシテ其ノ水層層ト「エーテル」層ト共ニ澄明ニシテ濁濁セサルヘシ十ヘルセント以上ノ「シニコニー子」及「シニジー子」ヲ含メハ濁濁ス
- (7) 此規尼涅一分炭酸重土一分ニ水三十分ヲ沃キテ攪和シ重蒸餾ニ上セテ乾燥セシメ更ニ水ヲ混シテ濾過シ其濾液ヲ蒸發スルニ極少量ノ固質殘留物ヲ見ルノ

ミ少量ノ「シニコニー子」及「シニジー子」ノ硫酸規尼涅中ニ存スルハ各國皆之レヲ許セハ第五條ノ試驗法ノ他別ニ試驗法ヲ記載スルヲ要セス但シ精品ノ硫酸規尼涅中小量「シニジー子」ヲ檢セント欲セハ左ノ法ヲ用ユヘシ

- (8) 規尼涅ノ硫酸含有水中溶液ニ安母尼亞ヲ加ニテ沈澱セシメ少量ノ水ニテ洗滌シ而シテ亞的爾ノ「シニジー子」他和溶液ヲ注クニ若シ硫酸規尼涅中シニジー子ノ存セサルトキハ亞的爾證明ナルヘシ然レ共規尼涅ハ概シテ少量ノ「シニジー子」ヲ含シテ右ノ亞的爾濁濁スルモノナリ。
- (9) 硫酸規尼涅中シニコニー子ヲ以テ偽スルコトヲ知レハ定量法ヲ用ニ即チ十分ノ硫酸規尼涅ヲ溶和シ安母尼亞ヲ以テ沈澱シ其沈澱物ニ亞的爾ヲ取扱ヒ何溶解セサル考更ニ亞的爾ニテ洗ヒ乾カシテ定量スヘシ

鹽 酸 規 尼 涅

是レ白色束狀結晶ナリ

- (1) 強硫酸ニ由テ變色スルコトナシ
- (2) 白金葉上ニ熱燻スルモ毫モ殘留物ヲ見ルコトナシ
- (3) 濃濃亞的爾保兒ニ全ク溶解スヘシ
- (4) 一二滴ノ硫酸ヲ以テ酸性ト成シタル水中ニモ全ク溶解スヘシ
- (5) 確砂精及「エーテル」ヲ以テ「シニコニー子」ヲ檢スルノ法ハ硫酸規尼涅ニ同シ
- (6) 炭酸重土ヲ以テ「マンニツテ」ヲ檢スル法モ亦硫酸規尼涅ニ等シ
- (7) 此溶液ハ稀硫酸ニ由テ濁濁スヘカラス
- (8) 此溶液ハ「ゴロルバリニム」ニ由テ沈澱物ヲ生スヘカラス但シ些少ノ濁濁ハ良トス
- (9) 一分硫酸規尼涅ヲ三十分濃亞的爾保兒及稀硫酸一二滴ト混スルモ透明液ヲ得ヘシ

司藥場試驗心得並ニ藥局試驗法の制定

今や東京、京都、大阪の三司藥場設立せられ藥品検査事務も漸く繁忙を極むるに到りたるも未だ國定藥局方の制定を見ざる爲め其不便都合を現實に痛感するに及び政府は司藥場教師和蘭人ゲールツ及ドワルス兩人に和蘭文にて日本藥局方の起草を命じたり。然れども其進捗遅々たりしを以て明治八年十月内務省は三司藥場に對し司藥場試驗心得並に藥局試驗法を傳達したり。其全文を示せば次の如し。

内務省ヨリ東京京都大阪司藥場へ達 (明治八年十月二十五日)

今般司藥場試驗心得并藥局試驗法別冊ノ通知定條條此旨相達候事

(別冊)

内務省衛生局出張司藥場試驗心得

第一條 凡シ藥品ハ醫藥ニ供シテ能ク其目的ヲ達スルノ力アルモノハ必スシモ化學上所要品ト同一ナル試驗ヲ要セス又品ニ因リ形色臭味等ヲ以其眞實ヲ決定スルコトアルヘシ此試驗法ハ各同業場ノ意見ヲ萃メ衛生局長ノ見込ヲ以テ補助ニ具狀シ決定スルモノトス因テ逐次編纂日本藥局試驗法ト爲スヘシ

第二條 罰則内ノ藥品試驗ハ右ノ日本藥局試驗法ニ照準シテ變微ナキ物ハ甲號許服用ノ印紙ヲ貼シ不可ナルモノハ乙號禁服用ノ印紙ヲ貼シテ本人ニ還付ス可シ

但シ罰則外ノ藥品検査ヲ請フモノアルトキハ普通ノ法ヲ以テ其性分ヲ鑑別シ試驗表ヲ交付シ其眞實精粗ヲ説示スヘシ

第三條 罰則内外ノ藥品人民ヨリ願出サルモノト雖モ時宜ニヨリ同業場ヘ持出サセ試驗スルコトアルヘシ

第四條 藥品検査ヲ願出ルモノニハ藥名瓶數及引取先ヲ願書ニ淨記シテ持參セシムルヘシ

第五條 前條ノ願出ヲ添ヘ藥品検査ヲ願出ル時ハ預リ證書ヲ波シ置キ検査済ノ上證書ト引替渡スヘシ

第六條 諸種ノ鹽物並ニ飲食物等ノ検査ヲ願出ル時ハ該場ノ都合ニ依リ試驗シ與フヘシ

第七條 都府同業場ニ於テ試驗ヲ遂ケタルモノハ一々其分析表ヲ製シ一箇月宛取廻翌月十五日迄ニ本局ニ開申シ各府同業場互ニ送致シテ參考ニ供スヘシ

第八條 鐵素分析ハ定性若クハ定量ノ二法ヲ用ヒ其効用ヲ附記シ得ルコトヲ目的トシ其試驗表三葉ヲ製シ一葉ハ該場ニ留メ置キ二葉ハ本局ニ出シテ効用法ヲ請ヒ試驗表ヲ添ヘ該府縣及願主ニ交付スヘシ

但各府同業場互ニ送致スルコト前條ニ同シ

右之通相定候事

日本藥局方試驗法

(第一)沃度加里

(第二)硫酸規尼涅

同 上

同 上

同 上

前記司藥場試驗心得は爾後明治十年及同十三年内務省布達を以て改正せられたり。即ち次の如し。

内務省達 (明治十年三月二十六日第四十號)

一昨明治八年中共場試驗心得相達置候處今般別冊之通試驗條例相定候條此旨相達候事

明治十年三月二十六日

内務卿大久保利通代理
内務少輔 前 島 密

(別冊)

司藥場試驗條例

第一條 藥物試驗ハ醫師藥師ノ蒙昧ヲ啓蒙シ奸商ノ弊害ヲ防遏シ廉租ノ品類ヲ排斥シテ醫藥ノ効驗ヲ確實著明ナラシムル要件且施行ノ際自ラ外交ニ關係スルモノアルカ故ニ最モ戒慎精密ヲ極メ決シテ過失ナキヲ要スヘシ

第二條 藥物試驗事務ノ進否ハ場長場長ナキトキハ事務責任ノ官吏之レカ責任ヲ負フヘシ以下之ニ倣ヘ專ラ其責ニ任シ教師試藥師之ニ亞キ試驗ノ成否過失ニ關スル事故ハ教師試藥師其實ニ專任シ場長之ニ亞ク

第三條 藥物試驗ハ總テ教師ノ專任タリト雖モ其品類ノ多ナルカ故ニ九等試藥師以上ヲ以テ之レカ助手トナシ試驗スヘキ藥物ヲ分配シテ分析セシメ教師ハ終始之ヲ監督シテ其成績ヲ詳悉シ許禁ノ判決ヲ爲スヘシ尤モ藥物ノ品質ト試驗ノ難易トニヨリ他ノ助手ヲ要セス終始全ク自ラ其分析ノ事ヲ執ルコトアルハ勿論ナリトス而シテ教師ノ助手タルモノ亦十等試藥師以下ノモノヲ助手トナスヲ得ヘシ

第四條 藥物試驗ノ方法ハ未タ日本藥局方確定セサルヲ以テ舶來藥品ハ各其本國ノ局方ニヨリテ之レカ品位ヲ定メ許可スヘシト雖モ罰則内藥品二十三種ノ如キ其試驗法既ニ定式アルモノハ之ニ準據スヘシ又此位ノ藥品ニシテ其出所製法ヲ詳ニセス或ハ其出所等分明ナルモ必シモ其本國ノ法ニ從テハ本邦ノ製藥家及醫藥上ニ不便ヲ醸スヘシト認ムルモノアルトキハ臨時教師場長ト意見ヲ商量シ衛生局長ノ判決ヲ請テ然ル後試驗法ヲ一定スヘシ決シテ各自ノ意見ヲ以テ區々ノ試驗ヲ爲スヘカラス

第五條 試驗済ノ藥物願人ヘ下渡シタルモノハ每一週日分毎品其許禁シタル譯何氏試驗法及換雜物等並番號月日藥名商標瓶數及願人ノ住所氏名引取先等詳細記載シテ照考ノ爲メ各同業場互ニ通知スヘシ

但本局ニハ一月分取束ニ開申スヘシ

第六條 藥物試驗ヲ願出セルモノアルトキハ受付掛ニ於テ藥名員數並願人ノ住所姓名及引取先等ヲ願書ト照査シ不都合ナキヲ認メテ預證書ヲ渡スヘシ而シテ詳細受付簿ヲ登錄シ且番號ヲ記シ然ル上場長ニ差出スヘシ

第七條 場長ハ受付ヨリ差出シタル願書藥品ヲ受取其藥名商標員數並願人ノ住所氏名及引取先等番號ヲ付シテ簿冊ニ登記シ其藥物ヲ教師ニ引渡スヘシ

第八條 教師ハ藥物ヲ場長ヨリ受取其藥名商標員數番號月日ヲ帳簿ニ登記シ九等試藥師以上ヲ撰シテ主任トナシ之ヲ試驗セシムヘシ
第九條 試藥師ハ教師ヨリ命セラレタル藥物ヲ十等試藥師以下ヲ助手トナシ試驗濟ノ上教師面前ニ於テ其成績ヲ明陳シテ許禁シ判決ヲ承認スヘシ
但禁藥用ノ品ハ教師ノ意見ニヨリ更ニ他ノ試藥師ニ命シテ再三試驗セシムルコトアルヘシ
第十條 教師ハ前條ニ揭クル試驗ノ成績ヲ試藥師ヨリ具陳スルトキハ其成分及反應ヲ詳細考證シ自己ノ試驗簿ニ許禁ノ次第ヲ記シテ之ヲ該主任ノ試藥師ニ示スヘシ

第十一條 試藥師ハ教師ノ示シタル許禁判決ノ次第ヲ教師ノ簿冊ト交モ違ハサル様自己ノ簿冊ニ登記シ該藥品ト共ニ場長ニ送付シテ檢印ヲ受クヘシ
但禁止ノ印紙ヲ貼スル藥品ハ告示箋ニ和洋兩文ヲ記載シ自己ノ氏名ニ捺印シテ教師ノ記名ヲ受ケ之レヲ場長ニ出スヘシ
第十二條 場長ハ教師ノ判決シタル證書ヲ認メ其次第ヲ簿冊ニ登記シ印紙ヲ貼セシメ之ヲ監査シテ下付ノ手續ヲナサシムヘシ
第十三條 受付掛ハ右ノ藥物及證書ヲ受取り番號ヲ照査シ許禁並月日等ヲ受付簿ニ登記シテ之ヲ願人ニ下渡スヘシ
右之通相定候事

明治十年三月

內務省達 (明治十三年七月十七日)

今般司藥場試驗條例別冊ノ通改定候條此旨相達候事

(別冊)

同藥場試驗條例

第一條 凡ソ藥物ノ試驗ハ道テ日本藥局方制定ニ至ル迄左ノ方法ニ據リ施行スヘシ

第一項 內國製藥物及ヒ外國製ニシテ其出所詳ナラサル藥物ノ中藥品取扱規則第一類ニ屬スルモノハ別冊試驗法ニ據リ其他ノ藥品ハ各國藥局方ヲ參照シテ其良否ヲ判決スヘシ

第二項 外國製藥品ニシテ出所不明ナルモノハ成ルヘク其本國ノ藥局方ニ據リ其良否ヲ判決スヘシ

第三項 前二項ニ違背シ難キモノ或ハ證據スヘカラスト認ムルモノアルトキハ其意見ヲ具シテ衛生局長ノ判決ヲ受クヘシ

第二條 試驗濟ノ藥品ハ左ノ通り區別シテ印紙ヲ貼附スヘシ

第一項 凡テ外國藥局方ニ掲載セル藥物ノ良品ハ許醫藥用印紙ヲ貼附スヘシ

第二項 藥品取扱規則第一類藥物ノ不良品及ヒ外國藥局方藥物ノ贋製或ハ腐敗セルモノハ禁醫藥用印紙ヲ貼附スヘシ

第三項 藥品取扱規則第一類表外ノ藥品ニシテ外國藥局方ニ掲載スル所ノ粗製品ハ不適醫藥用ノ印紙ヲ貼附スヘシ

第四項 外國藥局方ニ載セサル藥物ニシテ良品ノ徵アルモノハ同藥場檢査濟ノ印紙ヲ貼附スヘシ

第五項 第二項第三項及ヒ第四項ノ不良品ハ其事由ヲ告示箋ニ記スヘシ

第三條 試驗濟ノ藥物中其禁不適及ヒ不良トスルモノハ每一月分毎品其事由(何氏試驗法及ヒ挾雜物等ヲ記ス)並ニ番號、藥名、商標、願人氏名ヲ詳記シテ照考ノ爲メ各場互ニ通知スヘシ

但許醫藥用印紙ヲ貼附シタルモノト雖モ其品位許否ノ境界ニ近クシテ或ハ疑似ニ涉ルノ虞アルモノ其他至急通知ヲ要スルモノアルトキハ臨時通知スヘシ

第四項 藥物試驗ハ總テ九等試藥師以上ノ擔任ニシテ場長終始之ヲ監督シ許禁等ノ判決ヲ爲スモノトス

但場長モ執務ノ繁簡ヲ計リテ自ら分析ノ事ヲ執ルヘク九等試藥師以上ノモノハ十等試藥師以下ノモノヲ助手トナスコトヲ得ヘシ

第五條 藥物試驗ヲ願出ルモノアルトキハ事務掛ニ於テ願人ノ住所氏名、取引先キ等ヲ記載シタル願書ト藥名員數等ヲ調査シ不都合ナキヲ認メテ領收書ヲ渡スヘシ而シテ許ニ之ヲ受付簿ニ登錄シ且ツ番號ヲ記シ然ル後場長ニ差出スヘシ

第六條 場長ハ其藥名、商標、員數、番號、月日ヲ帳簿ニ登記シ九等試藥師以上ヲ撰シテ主任トナシ之ヲ試驗セシムヘシ

第七條 試藥師ハ場長ヨリ分任スル處ノ藥物ヲ詳細檢査シ其成績ヲ場長ニ明陳シテ許禁等ノ判決ヲ受クヘシ

但場長ノ意見ニヨリ更ニ他ノ試藥師ニ命シ再三試驗セシムルコトアルヘシ

第八條 場長ハ前條ニ揭クル試驗ノ成績ヲ試藥師ヨリ具陳セルトキハ其成分反應ヲ詳細考證シ自己ノ試驗簿ニ許禁等ノ次第ヲ記シテ之ヲ該主任ノ試藥師ニ示スヘシ

第九條 試藥師ハ場長ノ示シタル判決ノ次第ヲ場長ノ簿冊ト交モ違ハサル様自己ノ簿冊ニ隱寫シ該藥品ト共ニ事務掛ニ送付スヘシ

但禁不適及ヒ不良ノ藥品ハ其事由ト自己ノ代名ヲ告示箋ニ記載シ捺印シテ場長ノ檢印ヲ受ケ之ヲ事務掛ニ送附スヘシ

第十條 事務掛ハ左ノ藥物及ヒ告示箋ヲ受取り番號ヲ照査シ許禁等並ニ月日等ヲ受付簿ニ登記シ印紙貼附ノ手續ヲ爲シテ之ヲ願人ニ下ケ渡スヘシ
右之通相定候事

衛生局達書 (明治十三年七月十九日)

今般御達相成候同藥場試驗條例第一條中第一類藥品試驗法ノ儀ハ即今取調中ニ付道テ確定ノ上可及廻付此段申添候也

贋惡藥品取締規則 贋惡藥品ノ取締に關しては明治七年十二月大政官布告に依りてキニ一ネ、ヨードカリノ二藥取締令發布せられたるも洋藥ノ輸入益々激増するに及び左記藥品二十種を贋惡等品取締及罰則中に追加し東京、京都、大阪の三府へ通達せり。

贋惡藥品取締及ヒ罰則ノ儀明治七年十二月相達候處今般左ノ藥品二十種ヲ追加シ來ル五月一日ヨリ右罰則ニ照シ處分候條此旨管下ヘ可布達事

明治九年三月十九日

大政大臣 三 條 實 美

- 一、ストリキニーネ
- 一、モルヒネ
- 一、アトロピン
- 一、サントニネ
- 一、吐 根

- 一、チギタリス
- 一、機那皮
- 一、苦扁桃水
- 一、ラウリール水
- 一、エーテル
- 一、コロロホルム
- 一、硝砂精
- 一、炭酸アムモニヤ
- 一、コロールヒドレート
- 一、臭素カリ
- 一、枸橼酸鐵キニーネ
- 一、硝酸銀
- 一、硝酸ビスミニット
- 一、甘 汞
- 一、昇 汞

藥舖開業者の資格制定及第一回藥舖開業試驗 藥品取扱の規則、藥品品質の鑑定運用に當りて最も必要なるは藥品業者の資格にして夙に司藥場に於ては藥學技術者養成の急務を痛感し之を當路に上申せり。

政府は明治六年六月十九日文部省達第八十九號を以て全國各府縣下開業の醫師並に總人口等取調提出を命じ同年四月二十二日文部省達第九十號を以て全國各府縣下藥店商業者の姓名明細書及軒數等の取調提出を命じ猶同年六月二十七日各府縣所産の藥品金屬等明治三年より五年に至る迄の三ヶ年間生産高明細書の提出を命じたり。然して同年八月前記藥店取調を三十日限差出方を再命せり斯くて此等醫藥制度に關する調査を重ねたる結果明治八年五月に至りて我國醫藥の新制度として醫制の發布を見たり。其醫事に關する要項を抜抄すれば次の如し。

醫 制 (明治八年五月十四日) 抜抄

第三十三條 東京府下ニ司藥場ヲ設ケ便宜ノ地方ニ其支場ヲ置キ藥品検査及藥舖買賣業ノコトヲ管知ス

第三十四條 調製ハ藥舖手代及藥舖見習ニ非ザレバ之ヲ許サズ

但藥舖見習ハ必ズ藥舖主若クハ手代ノ差圖ヲ受ケ其日前ニテ調製スベシ

第三十五條 藥舖見習ハ十五歳以上ノ者ヲ撰ブ其藥舖主ヨリ醫務取締ニ届ケテ之ヲ用ユベシ

第三十六條 藥舖手代ハ二十歳以上ニシテ數學外國語ヲラテテ醫學、處方、學放物理学、化學、植物學、動物學、礦物學ノ大意ノ試業ヲ遂ケ免許ヲ受クベシ (現今) 其用ヲ辨スル者ハ學科ノ試業ヲ要セズ (醫制發行後凡十年ノ間) 藥舖手代ヲラテテ欲スル者ハ算術、理化學ノ大意及藥物ノ名目、品類ヲ試問スベシ

第三十七條 藥舖主タル者ハ從來所就ノ藥舖主ヨリ本人ノ二ヶ年以上藥舖手代ヲ勤メタル狀ヲ具ヘ醫務取締ヨリ衛生局ニ申達シ左ノ試業ヲ經テ藥舖開業ノ免許ヲ受クベシ

(甲)實用化學 (乙)藥劑學大意 (丙)製藥學 (丁)毒物學

但製藥學校ニテ卒業證書ヲ得タルモノ又ハ醫藥修業證書ヲ所持シテ藥舖主或ハ手代ヲラテテ欲スル者ハ此例ニテラズ (當分) 從來藥舖主タル者ハ試業ヲ要セズ (履歷書ニ照準シテ假免狀ヲ授ケ開業ヲ許ス醫制發行後凡十年ノ間) 藥舖開業ヲ願フ者ハ左ノ試業ヲ經テ免狀ヲ受クベシ

(甲)算術 (乙)理化學大意 (丙)藥劑學大意 (丁)處方學大意

第三十八條 藥舖主及手代ノ試業ハ衛生局長、司藥場長ノ内一人ヲ以テ會長トシ司藥場附屬ノ吏員醫務取締地方ノ醫師藥舖主等五人ヲ撰テ試業掛トシ毎年二次之ヲ開クベシ

試業ノ時日場所ハ三ヶ月以前文部省ヨリ報告スベシ

第三十九條 新タニ藥舖ヲ開カント欲スル者ハ藥舖開業免狀及行狀證書 (從來所就ノ藥舖主或ハ二年以上所住ノ地方官ヨリ出スモノ) ヲ醫務取締ニ出シテ其

檢印ヲ受ケ屬籍姓名年齢履歷ノ明細書ヲ添ヘ地方官ニ出シテ許可ヲ受クベシ

醫務取締其ノ檢印ヲ受ケ或ハ拒ムトキハ衛生局ニ訴フルヲ得ベシ

第四十條 免狀ナクシテ藥劑ヲ調合シ或ハ藥種ヲ販賣スル者ハ科ノ輕重ニ應シテ處分アルベシ

第四十一條 藥舖ニハ精微ノ秤量器及日本藥局方ノ藥品純精ナルモノヲ撰テ之ヲ備ヘ缺乏ナラシムベカラズ

第四十二條 藥舖ハ衛生局司藥場ノ吏員不意ニ點檢スルコトアルベシ但シ履歷取調ヲ許サスル者ハ其事放ヲ糺シテ相當ノ處分アルベシ

第四十三條 藥舖主及手代ハ必ズ醫師ノ處方書其外一定普通ノ藥方ヲ配シテ需ムル者ニ非レバ調合スルヲ許サズ

第四十四條 醫師ヨリ投スル所ノ處方書ハ其方ニ從テ精細ニ調合シ迄モ私意ヲ加フ可カラズ

第四十五條 藥舖ニテ調合シタル藥劑ハ病人ノ姓名藥名分量用法及年月日ヲ記シ印ヲ押シテ之ヲ與フベシ

第四十六條 處方書ハ順次ニ其本書ヲ貯ヘ一ヶ月分宛一冊トシテ二十年ノ間紛失スベカラズ若シ藥舖主病死或ハ事故アリテ藥舖ヲ廢スルトキハ其處方書ヲ東

本町醫務取締ニ出スベシ

但調製醫師自己ノ處方モ亦右ニ準ス

第四十七條 調製ハ司藥場檢印ノ品ニテラザレバ調合及販賣スルヲ許サズ

(當分) 調製ニ限ラズ品ニヨリテハ検査スルコトアルベシ

(當分) 檢印ノ年數ヲ不用ト雖モ調製ニ精々注意シテ純良ノ品ヲ貯フベシ若シ藥舖ニ於テ眞實純雜ノ鑑別難致品ハ司藥場ニ願出検査ヲ受クベシ最モ同場ヨリ

直ニ其藥名ヲ指シ爲差出検査スルコトアルベシ

第四十八條 調製ハ醫師ノ處方書ニ據テ調合スルノ外ハ同業ノ者化學家及調劑免許ノ醫師ヨリ其需用ノ旨趣ヲ許記シタル證書ヲ以テ求ムルニ非ザレバ決シテ

販賣スルヲ許サズ

第四十九條 右ノ規則ニ準ジ劇藥ヲ販賣スルトキハ其品ヲ密封シ印ヲ押シテ表面藥名ノ傍ニ毒ノ一字ヲ大書スベシ
劇藥販賣ノ節ハ藥名分量年月日及買入ノ姓名ヲ別帳ニ記シ買入ヨリ送ル所ノ證書ハ二十年間紛失スベカラズ

上記の如き藥品取扱に關する規定を含める醫師取締の基本制度たる醫制は全國一齊に施行を命ぜず先づ三府に於て漸次之を施行せんことを企圖したるを以て三府各施行の時期を異にするが如き現象を生じ此點今日より看れば奇異の感なきに非ざるも維新後日猶淺き時なれば行政上の手心を以て順次施行を許したるものなるべし而して前記醫制の趣旨に依り藥舖開業の試験を開始したるは左記内務省の告達に基けるものなり

東京府、大阪府、京都府

醫制第三章ノ趣旨ニ依り藥舖開業ノ者試験ノ儀當分別紙ノ通知定メ來ル明治九年一月一日ヨリ施行候條此旨布達候事
明治八年十二月二十五日

内務卿 大 久 保 利 通

自今新ニ藥舖開業セント欲スルモノ及從來藥舖ノ子弟父兄ノ業ヲ相續シテ藥舖主タラント欲スルモノハ左ノ試験ヲ經テ免狀ヲ受クヘキ事
但シ從來開業ノ藥舖主ハ試験ヲ要セス新ニ免狀ヲ受ケ開業スルモノト混雜セサル様管理ニ於テ處分スヘシ尤モ從來開業ノ藥舖主タリトモ志願ノモノハ試験ヲ經テ免狀ヲ受クヘシ

試験科目

第一、算術、第二、物理學大意、第三、化學大意、第四、藥物大意、第五、處方學大意

試験ハ當分政府下ニ於テシ共成績ヲ内務省ニ具狀シ免狀ヲ受ケ本人ニ交付スヘシ

而して其翌年明治九年一月二十五日内務省は「昨年十二月相達候藥舖試験ノ儀ハ司藥場へ打合せ可取計此旨相達候事」との布達を三府に發し各司藥場は夫々當該府廳の依頼により藥舖開業試験委員をして府廳員立會のもとに試験を施行し其試験問題、答案並に試験合格又は不合格の意見を附し内務省に報告することなれり。

以上の如くして藥舖開業者養成の機關漸く整ひたるを以て司藥場は次の廣告を出して廣く藥學傳習生の募集に著手せり。

本年五月一日より土曜日曜日を除き毎日午後藥品實地試験傳習致すべきに就き年齢十五歳以上のも五拾名を限り受業差許候開業藥舖相續の者又は新に開業志願の者は其區の戸長或は備なる證人の添書を以て四月二十日迄當場へ可申出此段廣告候也

明治九年三月二十七日

東京司藥場

傳習科目

算 科 實地化學大意、藥物學、製藥學

本 科 日本局方及處方學

當時東京司藥場に於て施行せる第一回藥舖開業試験の問題及び當時唯一人の受験者の答案其他試験結果に對する試験官の上申書等は今日より看れば甚だ興味深きものなるを以て之を掲載すべし。

試験問題

算術

問題 一両の代價五拾錢と定むる時は一両の代價幾許なるや
答 一両の代價五十錢と定むる時は一両の代價は六錢貳厘五毛なり

理學

問題 流動體は如何
答 流動體は凝集力の弱なる物にして例之は水の如き物是なり強力の方に金石類其悉く弱なる物に至ては氣狀體並空氣の如き是なり前條述べたる凝集力に引力に外ならず

化學

問題 空氣の成分は如何
答 空氣の成分之今此に空氣四分を取り之を檢するに三分の酸素極めて少量の炭酸其他水蒸氣の如きは陰晴を以て檢する事能はされども多少此空氣中に混合せり

藥劑學

阿片の性態は如何
阿片は其色茶褐色或は暗黒色にして此成分中悉く悉く悉く「モルヒネ」を含めり適宜に之を用ふれば無二の良藥にして此を總て痲痺痛及胃病或は症重き處の痲痺痛に十二分瓜の一より六分瓜の一に至る甚敷に至つては四分瓜の一より三分瓜の一を頓服する事あり

處方學